特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

札幌市は、住民基本台帳に関する業務における特定個人情報ファイルの 取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねな いことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを 軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の 保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

札幌市長

個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

т	基:	_	小士	土口
	果	А	11古	女内

(別添1)事務の内容

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

Ⅳ その他のリスク対策

V 開示請求、問合せ

VI 評価実施手続

(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務	
	この事務は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎とするとともに、住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うことにより、住民の利便を増進するとともに行政の合理化に資することを目的としている(住基法第1条)。 市町村においては、常に住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努める	
	とともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるよう必要な措置を講ずるよう努めることとされている(住基法第3条)。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住民基本台帳ネットワークシステム。以下「住基ネット」という。)を都道府県と共同して構築している。	
	市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱 うこととする。	
	①個人を単位とする住民票を世帯毎に編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出の受理又は職権に基づく住民票の記載、消除若し くは思想する#5000000000000000000000000000000000000	
②事務の内容 ※	③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転出届に基づく転出証明書の交付又は転出証明書情報の送信 ⑤本人又は同一の世帯に属する者その他法で定める者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する本人確認情報の通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求又は職権に基づく住民票コード及び個人番号の変更 ⑨個人番号通知書及び個人番号カードの作成及び交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪庁内の他業務システムとの連携 ⑫情報提供ネットワークシステムからの情報照会に対する番号法第19条第8号に基づく主務省令第 2条の表に定める住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する世帯情報)の提供	
	なお、⑨の「個人番号通知書及び個人番号カードの作成」に係る事務については、番号法に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。)第35条により、機構に対する事務の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	
	《左欄にある※について(以下、評価書中同じ。)》 特定個人情報保護評価指針の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。 ※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則第11条及び特定個人情報保護 評価指針第6-2(2)で、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏え いその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更である場合 を除き、評価を再実施することとされている。	
③対象人数	〈選択肢〉[30万人以上] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
2. 特定個人情報ファイル	レを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1		
①システムの名称	住民記録・印鑑オンラインシステム(以下「既存住基システム」という。)	
	住基法に基づき、住民基本台帳に関する事務を行うために下記の機能を有する。 1. 住民基本台帳の記載 住民の転入、出生等の届出及び職権に基づき、新たに住民票を作成 2. 住民基本台帳の記載事項変更 住民の転居、婚姻、離婚等の届出及び職権に基づき、住民票の記載事項を変更 3. 住民基本台帳の消除 住民の転出、死亡等の届出及び職権に基づき、住民票を消除	

4. 住民基本台帳の照会 住民基本台帳から該当する住民の住民票記載事項を照会 5. 住民票の写し等の発行 ②システムの機能 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書等の各種帳票を発行 6. 住民基本台帳ネットワークシステム中間サーバ(以下「住基ネット中間サーバ」という。)との情報 連携 住基ネットを通じて住民の情報を機構、都道府県、各市町村と連携するために、住基ネット中間 サーバと連携 7. システム基盤(個人基本)との情報連携 住民の情報を庁内の他部署、法務省出入国在留管理庁及び情報提供ネットワークシステムで利用 するため、システム基盤(個人基本)と連携 ※個人番号と紐づいている情報ではないが、住民の印鑑登録情報についても同一のシステムに格納 しており、札幌市印鑑条例(平成3年条例第24号)に基づき、印鑑の登録・廃印及び印鑑登録証明書 の発行に関する機能を搭載している。] 情報提供ネットワークシステム Γ 〕庁内連携システム] 住民基本台帳ネットワークシステム Γ] 既存住民基本台帳システム Γ ③他のシステムとの接続 Γ] 宛名システム等] 税務システム [〇]その他 (住基ネット中間サーバ、システム基盤(個人基本)) システム2 住基ネット ※本市の住基ネットの構成としては、札幌市コミュニケーションサーバ(以下「札幌市CS」という。)を 設置し、北海道及び機構と「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付 ①システムの名称 先情報ファイル」のデータ連携を行っている。以降は、札幌市CS部分について記載する。 なお、札幌市CSを操作する端末を「統合端末」という。 1. 本人確認情報の更新 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、その情報 を元に札幌市CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新した情報を送信する。 2. 本人確認 特例転入(個人番号カードの交付を受けている者に対し、転出証明書を発行せずに市外転出の処 理を行った場合の市外転入(住基法第24条の2)。以下同じ。)の処理や、住民票の写しの広域交付 (住民基本台帳に記載されている者が、その住民基本台帳を備える市町村長以外の市町村長に対し て行う住民票の写しの交付請求(住基法第12条の4)。以下同じ。)などを行う際、窓口での本人確認 のため提示された個人番号カード等を基に、住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確 認結果を画面上に表示する。 3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じ て受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う (一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。)。 4. 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別及び生年月日をいう。以下同じ。)を組み合 わせて本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示す ②システムの機能 5. 機構への情報照会 住基ネットにおける全国サーバ(以下、単に「全国サーバ」という。)に対して住民票コード、個人番号 又は4情報の組合せによる本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受け取 6. 本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバ(全国サーバの下の階層に位置 するサーバ。以下同じ。)において保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が 全国サーバで保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府 県サーバを介して全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。 機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下 「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記 載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理シス テムに通知する。 8. 個人番号カード管理システムとの情報連携 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又 は一時停止解除に関する情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。

	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム
	[] 宛名システム等 [] 税務システム
	[〇]その他 (住基ネット中間サーバ)
システム3	
①システムの名称	住基ネット中間サーバ
②システムの機能	既存住基システムと住基ネットの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、住基ネットの稼働時間等の事情により既存住基システムの業務に与える制約を取り払う。 1. 既存住基システムとの情報連携 既存住基システムで発生した異動データを受領する。 2. 住基ネットとの情報連携 既存住基システムから受領した異動データを基に、住基ネットへ情報連携する。 3. 住民票広域交付用住基情報の保持 既存住基システム稼働時間外に住民票広域交付があった場合に、住基ネットと連携するために、住基情報を保持する。 4. セキュリティの管理 ID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。 5. 情報連携記録の管理 札幌市CSと既存住記システムとの異動情報連携のログを生成・管理する。
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム[○]住民基本台帳ネットワークシステム[○]既存住民基本台帳システム[○]税務システム[○]その他 ()
システム4	
①システムの名称	中間サーバ・プラットフォーム
②システムの機能	国のシステムであり、情報提供ネットワークシステムやシステム基盤(市中間サーバー及び団体内統合宛名)とデータの受け渡しをする。また、符号の取得や特定個人情報の照会・提供の機能を有する。 1 符号管理符号(※)と団体内統合宛名番号(※)とを紐付け、その情報の保管・管理を行う。※符号…情報提供ネットワーク内で個人を特定するために用いられる見えない番号※(団体内統合)宛名番号…「誰」の情報であるかを特定するために、各地方公共団体等内で共通して用いる番号。宛名番号は、それぞれの地方公共団体等の各業務システム(社会保障システム、地方税システム等)において、社会保障関係情報や地方税情報などと紐づけられている。国が管理する情報提供ネットワークシステムを利用して情報照会・情報提供をごう際には、セキュリティの観点から個人番号を直接用いるのではなく、宛名番号を媒介としてやりとりする仕組みになっている。2 情報照会情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の照会や照会した情報の受領を行う。3 情報提供 常規提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の照会や照会した情報の受領を行う。3 情報提供 市場提供ネットワークシステムを介して、情報照会の要求を受け付けて特定個人情報を提供する。4 既存システムとの接続システムと整修(市中間サーバー)と情報照会の内容、情報提供の内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携を行う。5 情報提供等について連携を行う。5 情報提供等について連携を行う。6 情報提供等について連携を行う。6 情報提供データベース管理特定個人情報を副本として、保持・管理を行う。

	7 データの送受信 情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム(※))と情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携を行う。 (※)インターフェイスシステム…情報照会者や情報提供者とコアシステムを接続するシステム 〈参考〉コアシステム…符号の生成・情報連携の媒介・情報提供記録の管理の3つの機能を持つシステム 8 セキュリティ管理 ①特定個人情報の暗号化及び復号を行う。 ②送信するデータに対して署名(そのファイルの正当性を示すデータ)を付与する。 ③送信するデータ等に付与されている署名の検証を行う。 ④データの暗号化や復号に必要となるデータ暗号化鍵の管理を行う。 ⑤情報提供ネットワークシステムから受信したマスター情報(システムを利用するためにあらかじめ登録が必要な基本的な情報)の管理を行う。 9 職員認証・権限管理 中間サーバー・プラットフォームを利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づく各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 10 システム管理 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。	
	[〇]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム	
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム	
	[] 宛名システム等 [] 税務システム	
	[〇]その他 (システム基盤(市中間サーバ)	
システム5		
①システムの名称	システム基盤(市中間サーバ)	
②システムの機能	札幌市のシステムであり、中間サーバー・プラットフォーム(※)と庁内各業務システムの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などが、庁内の各業務システムに与える過剰な負荷などの影響を吸収する。また、システム間で情報の受け渡しをする際に、フォーマットやコードを変換する。 1 中間サーバー・ブラットフォームとの情報連携中間サーバー・プラットフォームと連携して、符号取得、情報転送、情報照会を行う。 2 フォーマット・コード変換中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合や庁内各業務システムへの連携を行う場合に、データを受け取ることができるように、データのフォーマットやコードの変換を行う。 3 システム基盤(団体内統合宛名)との情報連携中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤(団体内統合宛名)から取得する。また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、、団体内統合宛名から庁内各業務システムで管理している番号へ変換する。そのため、システム基盤(団体内統合宛名)から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。4 各業務システムとの情報連携中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。	
③他のシステムとの接続	 []情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム [○]その他 (ウ間サーバ・プラットフォーム、 システム基盤(団体内統合宛名、個人基本)、庁内各業務システム) 	
システム6		
①システムの名称	システム基盤(団体内統合宛名)	

②システムの機能	札幌市のシステムであり、団体内統合宛名番号、個人番号及び各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。 1 団体内統合宛名番号の登録・管理 団体内統合宛名番号を付番し、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。 2 符号取得状況の管理 中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号の取得が完了しているかの状況管理を行う。 3 団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。 4 職員認証・権限の管理 システム基盤(団体内統合宛名)を利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づき各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。 6 セキュリティの管理 庁内各業務システムの利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。
③他のシステムとの接続	 []情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム [○]その他 (システム基盤(市中間サーバ、個人基本、社会保障宛名、税宛名)、庁内) 各業務システム
システム7	
①システムの名称	システム基盤(個人基本)
②システムの機能	札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、スマートシティ推進部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。 1 既存住基システムからのデータ受領既存住基システムからのデータ受領既存住基システムのデータを領し、承認を受けているシステムにのみ必要な項目を送信する。 2 住民記録の異動情報の連携随時(リアルタイム)で既存住基システムから送信されたデータを、要求に応じてシステム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業務システムへ渡す。※当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で渡す。 3 システム基盤(市中間サーバー)への情報転送世帯情報のうち、番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定められた情報をシステム基盤(市中間サーバー)へ転送する。 4 職員認証・権限の管理各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。 5 情報連携記録の管理情報連携記録の管理を行う。
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム [○]その他 (システム基盤(市中間サーバ、団体内統合宛名、社会保障宛名、税宛)名)、庁内各業務システム
システム8	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能

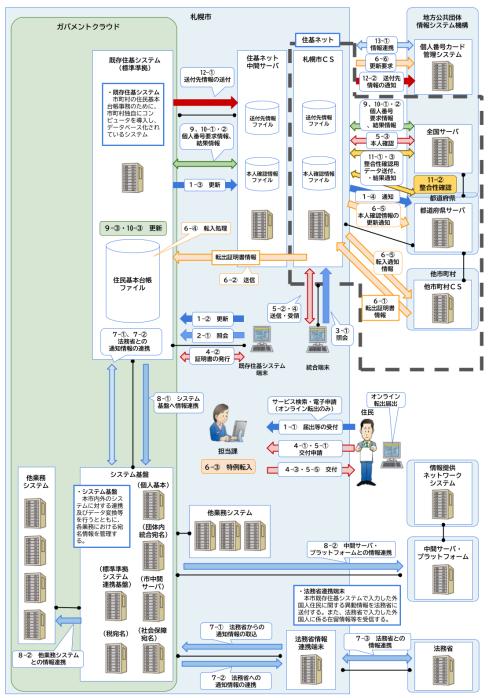
②システムの機能	国のシステムであり、以下の機能を有する。 ・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能		
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム		
②性のシステノトの技体	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム		
③他のシステムとの接続	[] 宛名システム等 [] 税務システム		
	[]その他()		
システム9			
①システムの名称	システム基盤(標準準拠システム連携基盤)		
②システムの機能	札幌市のシステムであり、デジタル庁発行の「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」 (以降、共通機能標準仕様書という。)において定義された「2.2.庁内データ連携機能」を実現するため、システム基盤と接続し、基幹系システムと標準準拠システム間での標準仕様にもとづくデータ連携を仲介する。 また、データ連携をシステム連携基盤で集中管理することで、データ連携の可視化やセキュリティを確保するとともに、標準準拠システム間の関連を疎結合にし、システム変更時の影響範囲局所化を実現する。		
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム		
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム		
	[] 宛名システム等 [] 税務システム		
	[○]その他 (ガバメントクラウド上の標準システム、システム基盤)		
3. 特定個人情報ファイル	名		
(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル			
4. 特定個人情報ファイル	ンを取り扱う理由		
	(1)住民基本台帳ファイル 住基法第7条に基づき、市町村の住民基本台帳に個人番号を記載することとなっている。 それに伴い、住民票の写しの交付(第12条)や個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例(第24条の2)による住民票の記載、住基ネットを通じた市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知(第30条の6)等を行う必要がある。		

(2)本人確認情報ファイル 本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。 ①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。 ②都道府県に対し、本人確認情報の更新情報を通知する。 ③申請・届出の際に提示された個人番号カード等を用いた本人確認を行う。 ④個人番号カードを利用した転入手続きを行う。 ⑤住民基本台帳に関する事務において、本人確認情報を検索する。 ⑥都道府県知事保存本人確認情報及び機構保存本人確認情報との整合性を確認する。 (3)送付先情報ファイル 市町村長が個人番号を指定した際は、個人番号通知書の形式にて付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項)。個人番号通知書による番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードで付申請書の送付については、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードで付申請書の送付については、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて機構が行うこととされていることから、機構に個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。
住民票の写し等に代えて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながることが見込まれる。また、個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化が期待される。
1. 番号法 ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住基法 ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の10(通知都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
プシステムによる情報連携 ※
<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」 が含まれる項 (1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、7 5、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、1 30、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、16 0、163、164、165、166の項) (情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)	
7. 評価実施機関におけ	る担当部署	
①部署	札幌市 デジタル戦略推進局 スマートシティ推進部 住民情報課	
②所属長の役職名	住民情報課長	
8. 他の評価実施機関		
-		

(別添1) 事務の内容

「(1)住民基本台帳ファイル」を取り扱う事務の内容(本市既存住基システムを中心とした事務の流れ)



(備考)

- 1. 住民からの届出に伴う、住民基本台帳及び本人確認情報の更新に関する事務
- 1-①. 住民より転入、転出、転居、出生、死亡等の届出等を受け付ける。(マイナポータルから届出された転出については、サービス検索・電子申請機能を利用して受け付ける)
- 1-2. 住民基本台帳ファイルを更新する。
- 1-③. 札幌市の住民基本台帳ファイルにて更新された住民情報を基に、札幌市CSの本人確認情報ファイルを更新する。
- 1-④. 札幌市CSにて更新された本人確認情報を当該都道府県の都道府県サーバに通知する。

2. 住民基本台帳の照会

2-① 5情報の組合せや個人番号をキーとして、既存住基システム端末より対象者の住民基本台帳を検索する。

3. 本人確認情報検索に関する事務

3-①. 住民票コード、個人番号または5情報の組み合わせをキーワードとして、札幌市CSの本人確認情報を検索する。 ※検索対象者が自都道府県の住所地市町村以外の場合は都道府県サーバ、他都道府県の場合は全国サーバに対して それぞれ検索の要求を行う。

4. 住民票の写しの発行に関する事務

- 4-①. 住民より住民票の写しの交付申請を受け付ける。
- 4-2. 既存住基システム端末より、対象者に係る証明書の作成、発行を行う。
- 4-③. 発行した証明書の写しを住民に交付する。

5. 住民票の写しの発行に関する事務(広域交付)

- 5-①. 札幌市以外の住民より住民票の写しの交付申請を受け付ける。
- 5-②、③. 統合端末において、住民から提示された個人番号カード記載の4情報又は4情報と紐づけられている住民票コードを送信し、札幌市CSを通じて、全国サーバに対して本人確認を行う。
- 5-④ 全国サーバより、札幌市CSを通じて、本人確認結果を受領する。
- 5-⑤. 発行した住民票の写しを住民に交付する。

6. 個人番号カードを利用した転入(特例転入)

- 6-(1).市町村CSにおいて転出地市町村より転出証明書情報を受信する。
- 6-②.既存住基システムにおいて、市町村CSから転出証明書情報を受信する。
- 6-③ 転入手続を行う住民から提示された個人番号カードを利用して本人確認を行う。
- ※ 転出証明書情報に記載の転出の予定年月日から30日後までに転入手続が行われない場合には、当該転出証明書情報を消去する。
- ※ 7-③の転入手続時に転出証明書情報を受信していない場合又は消去している場合には、統合端末から、市町村CSを 経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行い(※特定個人情報を含まない)、その後、7-①・②を行う。
- 6-④.既存住基システムにおいて、転入処理を行う。
- 6-⑤. 札幌市CSより、既存住基システムから転入処理完了後に受け渡される転入通知情報を転出地市町村へ送信すると同時に、都道府県サーバへ本人確認情報の更新情報を送信する。
- 6-⑥. 転入処理完了後、個人番号カードの継続利用処理を行い、個人番号カード管理システムに対し、個人番号カード管理 情報の更新要求を行う。

7. 法務省出入国在留管理庁との情報連携(特定個人情報を含まない)

- 7-①. 既存住基システムに、法務省情報連携端末から外国人住民に関する通知情報を取り込む。
- 7-2. 外国人住民の異動に関する通知情報を法務省情報連携端末に連携する。
- 7-③. 法務省情報連携端末は外国人住民の異動に関する通知情報を法務省と連携する。

8. システム基盤との情報連携

- 8-①. 既存住基システムにて更新された異動情報を、システム基盤に送付する。
- 8-②. システム基盤を通じて、庁内の他業務システム及び中間サーバ・プラットフォームと情報連携を行う。

9. 個人番号の付番

- 9-①. 個人番号を付番する必要のある異動情報に基づき個人番号生成要求情報を作成し、札幌市CSを通じて機構へ送付する。
- 9-2. 機構から札幌市CSを通じて個人番号生成結果情報を受領する。
- 9-③. 住民基本台帳ファイルを更新する。

10. 個人番号の変更

- 10-①. 住民からの申請や職権により個人番号変更要求情報を作成し、札幌市CSを通じて機構へ送付する。
- 10-②. 機構から札幌市CSを通じて個人番号変更結果情報を受領する。
- 10-③. 住民基本台帳ファイルを更新する。

11. 本人確認情報整合に係る事務

- 11-①. 札幌市CSより、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 11-2. 都道府県サーバ及び全国サーバにおいて、札幌市CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて 保有する本人確認情報の整合性確認を行う。
- 11-③. 都道府県サーバ及び全国サーバより、札幌市CSに対して整合性確認結果を通知する。

12. 送付先情報通知に関する事務

- 12-①. 既存住基システムより札幌市CSへ、札幌市における個人番号カードの交付対象者の送付先情報を送付する。
- 12-②. 札幌市CSから個人番号カード管理システムに対し、送付先情報を通知する。

13. 個人番号カード管理システムとの情報連携

13-①. 個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

2. 基本	情報	
①ファイル	ル の種類 ※	<選択肢> [システム用ファイル] 1)システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。
	その必要性	区域内の住民に係る住民基本台帳に記載すべき項目(住基法第7条)の記録について、常に正確に 更新・管理・提供する必要があるため。
④記録さ	れる項目	<選択肢>(選択肢>100項目以上3)50項目以上100項目未満4)100項目以上
	主な記録項目 <mark>※</mark>	・識別情報 [○]個人番号 []個人番号対応符号 [○]その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○]5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) []連絡先(電話番号等) [○]その他住民票関係情報 ・業務関係情報 []国税関係情報 []地方税関係情報 []健康・医療関係情報 [○]医療保険関係情報 [○]児童福祉・子育て関係情報 []障害者福祉関係情報 [○]生活保護・社会福祉関係情報 [○]介護・高齢者福祉関係情報 []雇用・労働関係情報 [○]年金関係情報 [○]学校・教育関係情報 [〕災害関係情報
	その妥当性	住基法第7条の規定に基づく
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開	開始日	平成27年7月25日
⑥事務担当部署		各区市民部戸籍住民課 北区市民部篠路出張所 南区市民部定山渓出張所 デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課
3. 特定個人情報の入手		· 使用
		[〇]本人又は本人の代理人

			・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
①入手元 ※				
			[○]行政機関・独立行政法人等(機構)	
			○]地方公共団体・地方独立行政法 (転入元の市町村)	
			[]民間事業者 ()	
			[]その他()	
			[〇]紙 [〇]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ	
			 []電子メール []専用線 [O]庁内連携システム	
②入手力	法		 []情報提供ネットワークシステム	
			【○】その他 (住基ネット)	
0 - 1				
③入手の)時期・	頻度	住民基本台帳の記載事項において、届出・通知等により変更又は新規作成が発生する都度。 	
④入手に係る妥当性		当性	法令に基づき住民に関する記録を正確に行う上で、住民に関する情報に変更があった、又は新規作成された際は、住民からの申請等を受け、まず既存住基システムで情報を管理した上で、全国的なシステムである住基ネットに格納する必要があるため。	
⑤本人^	の明え	₹	住基法第7条に基づく	
⑥使用目	割的 🦠	*	区域内の住民に係る特定個人情報を住民基本台帳に記載しなければならない旨、住基法第7条に規定されており、また、その者に対する個人番号の付番・変更等を行う必要があるため。	
	変更の	の妥当性	_	
⑦使用の)主体	使用部署	各区市民部戸籍住民課 北区市民部篠路出張所 南区市民部定山渓出張所 デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課 デジタル戦略推進局情報システム部システム管理課	
		使用者数	<選択肢> [100人以上500人未満] 1)10人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上	
⑧使用方法 ※			1. 住民基本台帳の記載 住民の転入、出生等の届出及び職権に基づき、新たに住民票を作成する。 2. 住民基本台帳の記載事項変更 住民の転居、婚姻、離婚等の届出及び職権に基づき、住民票の記載事項を変更する。 3. 住民基本台帳の消除 住民の転出、死亡等の届出及び職権に基づき、住民票を消除する。 4. 住民基本台帳の照会 住民基本台帳から該当する住民の住民票記載事項を照会する。 5. 住民票の写し等の発行 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書等の各種帳票を発行する。 6. 住基ネットとの情報連携 住基ネットを通じて、住民の情報を機構、都道府県、各市町村と連携する。 7. システム基盤との情報連携 システム基盤を通じて、住民の情報を庁内他業務システムに連携する。	
	情報(の突合 ※	・個人番号カード等により、正確な本人確認と個人番号の真正性を確認する。 ・4情報、個人番号、住民票コード、その他既存住基システムに記録されている情報から、対象者の 正確な特定を行う。	

	情報の統計分析 ※	個人に着目した分析・統計は行わず、異動届件数の集計等、事務処理実績の確認のための統計のみ行う。			
	権利利益に影響を与え得る決定※	該当なし。			
9使/	用開始日	平成27年7月25日			
4. ‡	寺定個人情報ファイル	レの取扱いの委託			
委託(の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件			
委託	事項1	既存住基システムの運用保守委託			
①委i	託内容	既存住基システムの運用保守及び各種処理の実行			
	扱いを委託する特定個 Bファイルの範囲				
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
	対象となる本人の 範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。			
	その妥当性	既存住基システムの安定した稼動のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。			
③委託先における取扱者数		<選択肢>			
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 []電子メー []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) に] フラッシュメモリ []紙 [〇] その他 (サーバ室内にてシステムの直接操作)			
⑤委i	託先名の確認方法	契約情報は公示しており、札幌市のホームページにて確認できる。			
⑥委 i	託先名	BIPROGY株式会社北海道支店			
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない			
委託	⑧再委託の許諾方法	申請を受けて、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制を判断し許諾する。			
	⑨再委託事項	・運用・保守管理プロセス基準書に基づく作業 ・運用・保守メニューに基づく作業、軽微な改修作業			
5. ‡	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)				
提供・移転の有無		[○] 提供を行ってい (60) 件 [○] 移転を行ってい (2) 件 [○] 行っていない			
提供	 先1	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙1参照)			
①法令上の根拠		番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表			

②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める各事務(別紙1参照)
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める特定個人情報(住民票関係情報・別紙1 参照)
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
0.15 111.1	 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法	 [] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
移転先1	本市内部の部署であって番号法第9条第1項に基づき特定個人情報を利用できるとされる事務を行う部署 ※具体的には7. 備考に記載のとおり
①法令上の根拠	住基法第1条及び第3条第2項並びに番号法第9条第1項
②移転先における用途	番号法第9条第1項に掲げる別表に基づき特定個人情報を利用できるとされる事務 ※具体的には7. 備考に記載のとおり
③移転する情報	個人番号を含む住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	[〇]庁内連携システム []専用線
@16 ±- + >+	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥移転方法 	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	住民基本台帳の記載事項において、届出・通知等により変更又は新規作成が発生する都度。
移転先2	本市内部の部署であって番号法第9条第2項に基づいて制定した条例で定めた事務を行う部署
①法令上の根拠	住基法第1条及び第3条第2項並びに札幌市個人番号利用条例(平成27年条例第42号)別表2
②移転先における用途	住基法第1条及び第3条第2項並びに札幌市個人番号利用条例(平成27年条例第42号)別表2
③移転する情報	個人番号を含む4情報等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。

		[〇] 庁内連携システ		[]専用線	
@14±-±\±		[]電子メール		[] 電子記録媒体(フラッシュメモリる	上除く。)
⑥移転方法		[] フラッシュメモリ		[]紙	
		[]その他()
⑦時期·頻度		住民基本台帳の記載事	項において、届出・	通知等に。	より変更又は新規作成が発生する者	ß度。
6. 特定個人情報の保管・消去						
①保管場所	×	設置したサーバ内に保管2サーバへのアクセス く中間サーバー・プラッ 1中間サーバー・プラッ 1中間サーバー・プラッ 2 対っウドサービるほかでである。 ISO/IEC27017、ISO/IEC27017、ISO/IEで2がよれたクラウドである。 マガバメントクラウオを実施がよれ、バーサーバー・グララーではないが、バーターではないが、にお事にはないが、にお事にはないが、にお事には、アラーでは、アラーでのでのでは、アラーでは、	て入退館管理をしています。 はいかい はいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいか	には 置きない は と は 置います と は で が 一 な で は で は で は で は で は で と で で と で で と で で と で で く で で と で で く で で か こ で は か で と で で と で で と で で で と で で で か で で か で か	テムのためのセキュリティ評価制度(環境に設置し、設置場所のセキュリナービス事業者は、セキュリティ管理 。 ・管理する環境に構築する中間サー に保存される。 に設置し、設置場所のセキュリティ対 のリストに登録されたクラウドサービ か、次を満たすものとする。	ISMAP)に ティ対策は 策が適切に -バのデータ 策は 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 、 、 、 、 、 、 、 、
	期間	[20年以上	<選択肢 1) 1年未 1) 3年 7) 6年以 10) 定め	満 上10年未	2)1年 3)2年 5)4年 6)5年 満 8)10年以上20年未満 9)20年	
②保管期間	その妥当 性		J除かれた住民票に	に係る情報	民基本台帳に記載されている限り保管 ほは、150年間保管する(住民基本台 j。)第34条第1項)。	

Т

<札幌市における措置>

- ・消除されてから150年を経過した住民票に係る情報は、既存住基システムにて自動判別し消去す る。
- ・機器更改時に、ディスクの物理的破壊を行っている。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- 1 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サー バー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消 去することはない。
- 2 クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクや ハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリ ティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監 査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号 化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。
- 3 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サー バー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンター に設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。

<ガバメントクラウドにおける措置>

- ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務デー タは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を 消去することはない。
- ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータ の復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実 にデータを消去する。
- ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラ ウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに 利用しなくなった環境の破棄等を実施する。

7. 備考

本市内部の部署であって番号法第9条第1項に基づき特定個人情報を利用できるとされる事務とその事務を行う部署について(番号 法第9条第1項に掲げる別表に基づく)

- ・地方税の賦課徴収に関する事務 … 財政局税政部税制課
- ・生活保護に関する事務 … 保健福祉局総務部保護課
- ・後期高齢者医療に関する事務 … 保健福祉局保険医療部保険企画課
- ・国民健康保険に関する事務 … 保健福祉局保険医療部保険企画課
- ・国民年金に関する事務 … 保健福祉局保険医療部保険企画課
- 介護保険に関する事務 … 保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する事務 … 子ども未来局子育て支援部子育て支援課
- ・訪問指導業務に関する業務 … 保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課
- ・児童手当に関する事務 … 子ども未来局子育て支援部子育て支援課・児童扶養手当に関する事務 … 子ども未来局子育て支援部子育て支援課
- ・特別障害者手当等の支給に関する事務 … 保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
- ・障害児通所給付費等の支給等に関する事務 … 保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
- ・自立支援給付の支給及び地域生活支援事業の実施に関する事務 … 保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
- ・身体障害者手帳交付に関する事務 … 保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付等に関する事務 … 保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
- ・特別児童扶養手当の支給に関する事務 … 保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
- ・妊娠の届出に関する事務 … 子ども未来局母子保健担当課
- ・健康増進事業の実施に関する事務 … 保健福祉局ウェルネス推進課
- ・子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関する事務 … 子ども未来局施設運営課
- ・予防接種に関する事務 … 保健福祉局感染症総合対策課
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給に関する事務 … 保健福祉局保健管理課
- ・特定健診、特定保健指導等に関する事務 … 保健福祉局国保健康推進担当課
- ・知的障害者福祉法による障害サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 … 保健福祉局障 がい保健福祉部障がい福祉課
- ・老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務 … 保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課

③消去方法

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(2)本人確認情報ファイル

2. 基本	情報	
①ファイル	ルの種類 ※	<選択肢> [システム用ファイル] 1)システム用ファイル 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象と	なる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象と <u>※</u>	なる本人の範囲	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。
	その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。
④記録さ	れる項目	<選択肢> [10項目以上50項目未満] 1)10項目未満 2)10項目以上50項目未満 3)50項目以上100項目未満 4)100項目以上
	主な記録項目 <mark>※</mark>	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育で関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] 炎害関係情報
	その妥当性	住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報 (個人番号、4情報、住民票コード、これらの変更情報等)を記録する必要があるため。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開	開始日	平成27年7月25日
⑥事務担当部署		各区市民部戸籍住民課 北区市民部篠路出張所 南区市民部定山渓出張所 デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課
3. 特定	᠍個人情報の入手	· · 使用

		[]本人又は本人の代理人	
		[]評価実施機関内の他部署 ()
		[]行政機関・独立行政法人等()
①入手元	⊏ ※	」地方公共団体·地方独立行政法 「 人)
		[]民間事業者 ()
		[〇]その他 (自部署)
		[]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメ	モリ
		[]電子メール []専用線 []庁内連携システム	
②入手力	方法	[]情報提供ネットワークシステム	
		[〇]その他 (既存住基システム)
③入手の	D時期·頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入る。	し手す
		法令に基づき住民に関する記録を正確に行う上で、住民に関する情報に変更があった、又は新	
(4)入手に	に係る妥当性	成された際は、住民からの申請等を受け、まず既存住基システムで情報を管理した上で、全国は システムである住基ネットに格納する必要があるため。	的な
		札幌市CSが既存住基システムより本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の60	
⑤本人^	への明示	村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)及び平成14年6月10日総務省告示第3 第6-6(市町村長から都道府県知事への通知及び記録)に記載されている。	34号
		住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報フ	
⑥使用目的 ※		ル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を 正確に更新・管理・提供する。	常に
	変更の妥当	生 -	
	変更の妥当	各区市民部戸籍住民課	
	使用	各区市民部戸籍住民課 北区市民部篠路出張所 南区市民部定山渓出張所	
⑦使用の	使用:	各区市民部戸籍住民課 北区市民部篠路出張所	
⑦使用の	使用:	各区市民部戸籍住民課 北区市民部篠路出張所 南区市民部定山渓出張所 デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課 デジタル戦略推進局情報システム部システム管理課 <選択肢>	
⑦使用の	使用:	各区市民部戸籍住民課 北区市民部篠路出張所 南区市民部定山渓出張所 デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課 デジタル戦略推進局情報システム部システム管理課 <選択肢> (選択肢> 1) 10人以上500人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未済	満
⑦使用の	使用:※	各区市民部戸籍住民課 北区市民部篠路出張所 南区市民部定山渓出張所 デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課 デジタル戦略推進局情報システム部システム管理課 <選択肢> (選択肢> 100人以上500人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上 ・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認	情報
⑦使用の	使用:※	各区市民部戸籍住民課 北区市民部篠路出張所 南区市民部定山渓出張所 デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課 デジタル戦略推進局情報システム部システム管理課 <選択肢> (選択肢> 1) 10人以上500人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	情報 イル
⑦使用の	使用:※	各区市民部戸籍住民課 北区市民部篠路出張所 南区市民部定山渓出張所 デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課 デジタル戦略推進局情報システム部システム管理課 < 選択肢>	情報 イル ナー
	使用: ※)主体 使用:	各区市民部戸籍住民課 北区市民部篠路出張所 南区市民部定山渓出張所 デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課 デジタル戦略推進局情報システム部システム管理課 100人以上500人未満	情報 イル ナー ァイル
⑦使用の	使用: ※)主体 使用:	各区市民部戸籍住民課 北区市民部篠路出張所 南区市民部定山渓出張所 デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課 デジタル戦略推進局情報システム部システム管理課 【選択肢> (選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 ・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認の更新情報を受領し(既存住基システム→札幌市CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファミを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(札幌市CS→都道府県サバ)。 ・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして、本人確認情報でを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで人確認を行う(個人番号カード→札幌市CS)。 ・住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認	情報 イル ナー ァイル で本
	使用: ※)主体 使用:	各区市民部戸籍住民課 北区市民部篠路出張所 南区市民部定山渓出張所 デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課 デジタル戦略推進局情報システム部システム管理課 100人以上500人未満	情報 サーアで 認 及 で ま で で で で で で で で で で で で で で で で で で
	使用: ※)主体 使用:	各区市民部戸籍住民課 北区市民部篠路出張所 南区市民部定山渓出張所 デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課 デジタル戦略推進局情報システム部システム管理課 - (選択肢> - (100人以上500人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未活 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 - (住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認の更新情報を受領し(既存住基システム→札幌市CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(札幌市CS→都道府県サバ)。 - (住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして、本人確認情報ファを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで人確認を行う(個人番号カード→札幌市CS)。 - (住民票コード、個人番号カード→札幌市CS)。 - (住民から提示された個人番号カード→札幌市CS)。 - (本記を行う) (個人番号カード→札幌市CS)。 - (本記を行う) (個人番号カード→10人名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認報ファイルの検索を行う。 - 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ) 機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバク全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(札幌市CS→都道府県サーバク全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(札幌市CS→和道府県サーバク会国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(札幌市CS→和道府県サーバク会国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(札幌市CS→和道府県サーバク会国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(札幌市CS→和道府県サーバク会国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(札幌市CS→和道府県サーバク会国サーバ)と表記を記述さればいます。	情イナーアで認及び
	使用: ※)主体 使用:	各区市民部戸籍住民課 北区市民部篠路出張所 南区市民部定山渓出張所 デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課 デジタル戦略推進局情報システム部システム管理課 【	情イナ ァで 認 及 X 全
	使用: ※ 使用:	各区市民部戸籍住民課 北区市民部篠路出張所 南区市民部定山渓出張所 デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課 デジタル戦略推進局情報システム部システム管理課 (選択肢	情イナ アで 認 及ヾ全 認 報ルー イ本 情 び及国 情
	使用: ※)主体 使用:	各区市民部戸籍住民課 北区市民部篠路出張所 南区市民部定山渓出張所 デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課 デジタル戦略推進局情報システム部システム管理課 【 100人以上500人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 ・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認 の更新情報を受領し(既存住基システム→札幌市CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(札幌市CS→都道府県サバ)。 ・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして、本人確認情報ファを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで人、確認を行う(個人番号カード→札幌市CS)。 ・住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認報ファイルの検索を行う。 ・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ会国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(札幌市CS→都道府県サーバン会サーバ)。 ・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認	情イナ アで 認 及ヾ全 認 報ルー イ本 情 び及国 情

	権利利益に影響 を与え得る決定 ※	該当なし。
⑨使用開始日		平成27年7月25日
4. ‡	寺定個人情報ファイル	レの取扱いの委託
委託(の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託	事項1	住基ネット運用保守委託
①委	託内容	住基ネット運用保守
	扱いを委託する特定個 段ファイルの範囲	
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	住基ネットCSの安定した稼働のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。
③委	託先における取扱者数	<選択肢>10人未満1)10人未満2)10人以上50人未満3)50人以上100人未満4)100人以上500人未満5)500人以上1,000人未満6)1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メー [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) に] フラッシュメモリ [] 紙 [〇] その他 (サーバ室内にてシステムの直接操作)
⑤委	託先名の確認方法	契約情報は公示しており、札幌市のホームページにて確認できる。
⑥委割	託先名	BIPROGY株式会社北海道支店
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない
委託	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
5. 特	寺定個人情報の提供	・・移転(委託に伴うものを除く。)
提供・移転の有無		[O] 提供を行ってい (2) 件 [る] 移転を行ってい () 件 [] 行っていない () 件 () 件
提供	先1	都道府県
①法*	令上の根拠	住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)

	②提供先における用途 人間		・市町村より受領した住民の本人確認情 人確認情報ファイルの当該住民に係る付 ・住基法に基づいて、本人確認情報の提	青報	を更新し	
	③提供する情報	₹	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住	主所	、個人番	号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数		最の対象とな	[100万人以上1,000万人未満]	1) 2) 3) 4)	10万人以	満 上10万人未満 以上100万人未満 以上1,000万人未満
	⑤提供する情報 る本人の範囲	の対象とな	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ			
			[]情報提供ネットワークシステム		[]専用線
	◎### ###		[]電子メール		[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	⑥提供方法		[] フラッシュメモリ		[]紙
			[〇] その他 (住基ネット)
	⑦時期•頻度		住民基本台帳の記載事項において、本か時。	 人確	認情報に	「係る変更又は新規作成が発生した都度、随
	提供先2		都道府県及び機構			
	①法令上の根拠	T	住基法第14条(住民基本台帳の正確な	記錄	を確保で	するための措置)
	②提供先における用途					確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報) 「保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合
	③提供する情報	ž	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住	主所	、個人番	号、異動事由、異動年月日
	④提供する情報の対象となる本人の数		[100万人以上1,000万人未満]	1) 2) 3) 4)	10万人以	満 上10万人未満 以上100万人未満 以上1,000万人未満
	⑤提供する情報 る本人の範囲	の対象とな	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ			
			[]情報提供ネットワークシステム		[]専用線
	⑥提供方法		[] 電子メール		[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	◎ Æ [共7] /Δ		[] フラッシュメモリ		[] 紙
			[〇] その他 (住基ネット)
	⑦時期·頻度		必要に応じて随時(1年に1回程度)			
	6. 特定個人情報の保管		•消去			
	①保管場所 ※		置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID/パスワードに	こよる	る認証が	中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設 必要となる。
	期間		F未》 F F以。	苘	2)1年 3)2年 5)4年 6)5年 満 8)10年以上20年未満 9)20年以上 ない	
п	②保管期間		1			

	その妥当 性	・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住民基本台帳法施行令第34条第2項(保存)に定める期間(150年間)保管する。
③消去方法		・保存期間経過後、札幌市CSのバッチ処理で、本人確認情報ファイルに記録されたデータを手動削除する。 ・機器更改時に、ディスクの物理的破壊を行っている。
7. 備考		
_		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(3)送付先情報ファイル

. ++ -1	. I-t- +n	
2. 基本	情報	
①ファイ	ルの種類 <u>※</u>	<選択肢> [システム用ファイル] 1)システム用ファイル 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象と <u>※</u>	なる本人の範囲	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を 指す)
	その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。また、通知カード所持者にあっては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。機構は、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき、これらの事務を実施する。
④記録さ	れる項目	〈選択肢〉[50項目以上100項目未満] 1)10項目未満 2)10項目以上50項目未満 3)50項目以上100項目未満 4)100項目以上
	主な記録項目 <u>※</u>	 ・識別情報 [○]個人番号 []個人番号対応符号 []その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○]5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) []連絡先(電話番号等) [○]その他住民票関係情報 (・業務関係情報 []地方税関係情報 []健康・医療関係情報 []国税関係情報 []児童福祉・子育て関係情報 []障害者福祉関係情報 []生活保護・社会福祉関係情報 []介護・高齢者福祉関係情報 []雇用・労働関係情報 []年金関係情報 []学校・教育関係情報 []災害関係情報 []できる地で、教育関係情報 []できるの他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報)
	その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開	始日	平成27年7月25日

⑥事務担当部署	各区市民部戸籍住民課 北区市民部篠路出張所 南区市民部定山渓出張所 デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課
---------	---

			デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課
3. 特定	定個人個	情報の入手	・使用
			[]本人又は本人の代理人
			[]評価実施機関内の他部署 ()
0			[]行政機関・独立行政法人等()
①入手元	₸ ※]地方公共団体·地方独立行政法 「 人
			│
			[]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ
②入手力	方法		「
			「〇〕その他 (既存住基システム)
			####################################
③入手の	の時期・	頻度	おける住民の送付先情報をまとめて入手した。以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手している。
④入手に	に係る妥	·当性	送付先情報の提供手段として住基ネットを用いるため、札幌市CSにデータを格納する必要がある。
⑤本人^	への明示	₹	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)
⑥使用目	目的 ※ 	€	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務) に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に 対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。
	変更0	の妥当性	-
⑦使用の主	の主体	使用部署	各区市民部戸籍住民課 北区市民部篠路出張所 南区市民部定山渓出張所 デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課 デジタル戦略推進局情報システム部システム管理課
		使用者数	<選択肢>100人以上500人未満1)10人未満2)10人以上50人未満3)50人以上100人未満4)100人以上500人未満5)500人以上1,000人未満6)1,000人以上
⑧使用方法 ※			・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて行う機構に対し提供する(既存住基システム→札幌市CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。
	情報の	の突合 ※	入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の4情報等であることを確認する。)ため、機構(全国サーバ)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。
	情報 <i>0</i> ※	の統計分析	送付先情報ファイルに記録される個人情報を用いた統計分析は行わない。

	権利利益に影響を与え得る決定※	該当なし。
⑨使用開始日		平成27年7月25日
4. ‡	寺定個人情報ファイノ	- レの取扱いの委託
委託(の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1)委託する 2)委託しない (1)件
委託	事項1	住基ネットCSの運用保守委託
①委	託内容	住基ネットCSの運用保守
_	扱いを委託する特定個 Bファイルの範囲	
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人以上1,000万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	住基ネットCSの安定した稼働のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。
③委	託先における取扱者数	 <選択肢> 10人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
	託先への特定個人情 イルの提供方法	[]専用線 [」電子メー []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 [○]その他 (サーバ室内にてシステムの直接操作)
⑤委	託先名の確認方法	 契約情報は公示しており、札幌市のホームページにて確認できる。
⑥委	託先名	BIPROGY株式会社北海道支店
亩	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	
	9再委託事項	
5. ‡	寺定個人情報の提供	・移転(委託に伴うものを除く。)
提供・移転の有無		[O] 提供を行ってい (1) 件 [] 移転を行ってい () 件 [] 行っていない
提供先1		機構
①法*	令上の根拠	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)
②提供先における用途		個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務) に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。
③提供する情報		「2. ④記録される項目」と同じ。

④提供する情報の対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報 る本人の範囲	の対象とな	 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
		[]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法		[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
© IZEINIIIA		[] 知
		[〇]その他 (住基ネット)
⑦時期·頻度		 番号法施行開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送 付先情報をまとめて入手した。以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供している。
6. 特定個人	情報の保管	・消去
①保管場所 ※		セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。
②保管期間	期間	<選択肢>
	その妥当 性	送付先情報は機構への提供のみに用いられ、また、送付後の変更は行わないことから、セキュリティ上、速やかに削除することが望ましいため。
③消去方法		・保存期間が到来した送付先情報は、機構より指定された方法(※)により、システム上、一括して消去する仕組みとする。 ※送付先情報の提供後30日経過後に、札幌市CSでのバッチ処理により自動削除される。 ・機器更改時に、ディスクの物理的破壊を行っている。
7. 備考		
_		

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目

項番	項目名	項番	項目名
個人情報		47	外国人住民となった日
1	住民コード	48	在留期間等
2	住民票コード	49	在留期間等の満了日
1	旧住民票コード		在留カード等の番号
	住基カード運用状況コード		在留資格コード
	住基カード有効期限		最初記載日
	住基カード回収日		住民票作成事由コード
	住基カード表面記載バージョンコード		住民票作成日
	個人番号		区間転入届出日
9	個人番号変更事由コード		転入添付再交付日
	個人番号付番ステータス		異動事由コード
	個人番号カード運用状況コード		異動日
	個人番号カード有効期限		届出日
	個人番号カード回収日		区内識別番号
住民票情		1	区内識別番号内最新フラグ
	区コード		区内最新版フラグ
	住民票版数		最新版フラグ
	除票事由コード		一ド変更情報
	除票日		回答期限日
	世帯コード		宛先_氏名
	日本人_外国人区分コード		宛先_氏名_外字フラグ
	氏名力ナ		宛先 郵便番号
	氏名		宛先_生所
1	氏名_外字フラグ	1	宛先、住所、外字フラグ
	氏名_アルファベット		宛先_左書
	氏名_漢字併記名		宛先、方書、外字フラグ
	氏名」漢字併記名、外字フラグ	世帯情報	
	武石」戻于所記石」がテンプン 通称名」カナ		住所_区コード
	通称名_/// 通称名		住所」をコート
1	■から 通称名_外字フラグ		住所、条コード
	塩が石_外子フラク 生年月日		住所工目コード
	性別コード 市民となった日		住所_番地
	中氏となった日 住定日		住所_子番地 住所_室番地
	住定事由コード		住所 地番タイプ
	住定届出日		住所 住所_外字フラグ
	記載事由コード		
	本籍」市内外区分コード		方書
	本籍。市外」都道府県コード		方書_外字フラグ
	本籍。市外、市町村コード		方書_カナ
	本籍。市内」区コード		世帯主_日本人_外国人区分コード
	本籍		世帯主氏名力ナ
	本籍_外字フラグ	1	世帯主氏名
	本籍筆頭者		世帯主氏名」外字フラグ
	本籍筆頭者」外字フラグ		世帯主氏名_アルファベット
	30条の45に規定する区分コード		世帯主氏名_漢字併記名
	国籍等コード		世帯主氏名_漢字併記名_外字フラグ
46	国籍等	92	世帯主」通称名」カナ

項番	項目名	項番	項目名
	世帯主通称名		転出予定地 国名称
	世帯主、通称名、外字フラグ		転出予定地
	世帯種別コード		転出予定地、外字フラグ
	世帯構成員数		転出予定地」がデンファ
	世帯メモ		転出予定地」力書
	届出番号		転出確定地。市内外区分コード
	但出番々 住記_受付場所コード		転出確定地・市内9を6カコート 転出確定地・市外・都道府県コード
	住記_ユーザID		転出確定地 市外 市町村コード
	住紀_ユーザ名称		転出確定地_巾が_巾삐村コード 転出確定地_市内_区コード
	住記。受付フラグ設定日		転出確定地
	戸籍_受付場所コード		転出確定地外字フラグ
	戸籍_文竹場がコート 戸籍_ユーザID		転出確定地方書
	戸籍_ユーザ名称		転出確定地」方書、外字フラグ
	戸籍」ユーッ名が 戸籍」受付フラグ設定日		転出未届地」市内外区分コード
世帯構成			転出未届地」市内のアピカコード
	世帯シーケンス番号		転出未届地。市外、市町村コード
	表示順		転出未届地市内区コード
	続柄_1階層		転出未届地
	続柄 2階層		転出未届地外字フラグ
	続柄_3階層		転出未届地_方書
1	世帯離脱年月日		転出未届地」方書、外字フラグ
	除票異動管理番号		転出予定日
	最新個人フラグ		転出届出日
前住所情			転入確定日
	前住所世帯主氏名		転入通知日
	前住所世帯主氏名。外字フラグ		転出証明再交付日
	前住所、国内外フラグ	審査フラ	
	前住所」市内外区分コード		審査番号コード
	前住所「市外」都道府県コード		処理区コード
	前住所_市外_市町村コード	行政欄情	
	前住所「市内」区コード		行政欄コード
	前住所「国コード		日付1
123	前住所_国名称		日付2
	前住所		日付3
	前住所_外字フラグ		補助文字 前部
	前住所_方書		補助文字後部
	前住所_方書_外字フラグ	告知情報	
未届前住			発行制限フラグ
	未届前住所区分コード		発行停止フラグ
	市内外区分コード		被後見人フラグ
	市外_都道府県コード		DVフラグ
	市外_市町村コード		DV支援期限日
	市内_区コード		個人メモ
転出先情		国保情報	
	転出予定地、国内外フラグ		記号番号
	転出予定地_市外_都道府県コード		得喪コード
	転出予定地_市外_市町村コード		取得日
	転出予定地」国コード		取得届出日

項番	項目名	項番	項目名
	喪失日		F省略有無フラグ
	喪失届出日		G省略有無フラグ
	資格証交付日 場際 (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学)		H省略有無フラグ
	退職被保険者等資格取得日		『省略有無フラグ
	退職被保険者喪失日		J省略有無フラグ
	退職被保険者区分コード		K省略有無フラグ
年金情報			L省略有無フラグ
	被保険者記号番号		除票年月日
	受給権者記号番号		印鑑登録番号
	年金種類コード		発行ユーザID
	年金取得状況コード	旧氏情報	
191	取得日	233	旧氏_カナ
192	年金取得理由コード	234	旧氏
193	喪失日	235	旧氏_外字フラグ
194	年金喪失理由コード		表記名情報
195	異動	236	ローマ字氏名
196	適用除外	237	ローマ字旧氏
選挙情報		学校情報	
	選挙人登録」有無コード	238	小学区コード
児童手当			中学区コード
198	開始日		
	廃止日		
後期高齢			
	被保険者記号番号		
	得喪コード		
	取得日		
	喪失日		
介護保険			
	被保険者記号番号		
	介護資格種別コード		
	取得日		
	取得届出日		
	喪失日		
	喪失届出日		
	·履歴情報		
	帳票種別コード		
	牧泉性がコート 発行日時		
	通数		
	≖数 住所区_区⊐ード		
	生所と」とコート 発行場所コード		
	発行場所名称		
	郵送有無フラグ		
	公用有無フラグ		
	A省略有無フラグ		
	B省略有無フラグ		
	C省略有無フラグ		
	D省略有無フラグ		
222	E省略有無フラグ		

(2)本人確認情報ファイル

1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ、37. 旧氏 漢字、38. 旧氏 外字数、39. 旧氏 ふりがな、40. 旧氏 外字変更連番

(3)送付先情報ファイル

1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名 項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名 外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所 項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所 外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名 項目長、26. カード送付場所名、27. カード送付場所名 外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所 項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所 外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名 漢字項目長、40. 氏名 漢字、41. 氏名 漢字 外字数、42. 氏名 かな項目長、43. 氏名 かな、44. 郵便番号、45. 住所 項目長、46. 住所、47. 住所 外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名 項目長、55. 代替文字氏名、56. 代替文字住所 項目長、57. 代替文字住所、58. 代替文字氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン、62. 旧氏 漢字、63. 旧氏 外字数、64. 旧氏 ふりがな、65. 旧氏 外字変更連番、66. ローマ字 氏名、67. ローマ字 旧氏

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※ (7. リスク1 ⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

2. 特定個人情報の人子	(情報提供ポットソーソンスナムを通した八十を味く。)			
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク				
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・窓口における届出人の本人確認を厳格に行う。 ・住所異動届の際に、届書の記載内容、対象者の特定に誤りがないか、窓口で確認を行う。また、市外転入時には、転出証明書の記載内容も併せて確認を行う。 ・住基法第9条第2項に基づく通知(※)等、職権で住民票に記載・修正・消除を行う際に、事前に書類審査を行い、対象者、記載内容に誤りがないか確認する。 ※住基法第9条第2項に基づく通知 … 市町村の住民以外の者について戸籍に関する届書の受理等をしたことにより、住所地で住民票の記載等が必要になった場合、当該市町村長からその者の住所がある市町村長に対して行う当該記載等をすべき事項の通知・届書の内容を既存住基システムに入力後、審査者が、異動届の記載と入力内容に相違がないか、対象者に誤りがないかについて、出力された審査リストに基づき、照合を行う。また、入力内容が多い処理(市外転入等)については、複数の職員によって審査を行う。			
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・届書に記載されている項目以外は、既存住基システムの入力を行えない仕組みとなっている。			
その他の措置の内容	- ・窓口の受付、入力方法についての運用を、全市共通のマニュアルで定めている。 -			
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
リスク2: 不適切な方法で入手	が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	・住所異動届(郵送での転出届を除く。)は統一様式を使用し、住基法に基づく届出であることを明らかにする。 ・届書の内容を既存住基システムに入力後、適切な届出による入力であるか、審査者が照合を行う。 ・システムを利用できる職員を限定し、ユーザIDによる識別と認証用トークンに表示されたパスワード(約30秒ごとに変化する)、PINコードによる認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制限する。			
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
リスク3: 入手した特定個人情	報が不正確であるリスク			
入手の際の本人確認の措置 の内容	個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受けることなどにより、必ず本人確認を行う。			
個人番号の真正性確認の措 置の内容	個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受け、登録済みの基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日) と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。			
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	1 入手の各段階で本人確認を行う。 2 システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。 3 業務に関係のない職員が特定個人情報を変更したりすることがないよう、システムを利用できる職員を限定する。			
その他の措置の内容	_			
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク				
リスクに対する措置の内容	・住民からの届書等は、入力・審査が完了したら、鍵付の書庫に保管する。 ・既存住基システムは、連携を行うシステム間において閉鎖された専用回線により通信を行うため、回線に接続されていない相手先への情報の提供・移転は行われないことがシステム上担保される。			
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置				

3. 特定個人情報の使用						
リスク	リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク					
宛名システム等における措置 の内容		・庁内における情報連携及び宛名情報の保存は、システム基盤において行うこととなっており、事務で使用する部署の職員のみが当該情報にアクセスし、利用できる仕組みとなっている。 ・システム基盤で保存される情報は、本市内部で共通して使用する最低限の項目のみとしている。				
事務で使用するその他のシス テムにおける措置の内容		・既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する情報以外のものとの紐付けは行わない仕様となっている。 ・本市内部の他システムについても、システム基盤を介して連携することとし、既存住記システムと直接のネットワーク接続を行わない。 ・本市で策定している既存住基システムにおけるセキュリティ実施手順(以下「実施手順」という。)により、不要なネットワークとの接続が禁止されている。				
その作	也の措置の内容	_				
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク	2: 権限のない者(元職)	、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク				
ュー	げ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない				
	具体的な管理方法	・システムを利用できる職員を限定し、ユーザIDによる識別と認証用トークンに表示されたパスワード(約30秒ごとに変化する)、PINコードによる認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制限する。				
アクセ 管理	2ス権限の発効・失効の	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない				
	具体的な管理方法	1 発効管理 ① 職員ごとに必要最小限の権限が付与されるよう管理する。 ② アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門(「II. 2. ⑥事務担当部署」の所属長)及びシステム保守担当部門が指定する対象者及び権限について、システム担当者が設定を行う。 2 失効管理 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき業務主管部門はシステム部門に対して、速やかに失効の申請を行う。				
アクセ	ス権限の管理	[行っている] <選択肢> (選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない				
	具体的な管理方法	・アクセス権限の付与者一覧を作成し、アクセス権限の変更がある都度、更新を行っている。 ・機器利用課の職員名簿と、アクセス権限付与者一覧を突合し、その都度、失効申請を行っている。				
特定個	固人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> (2)記録を残していない (2)記録を残している (2)記録を残していない (2)記録を残している (2)記録を残していない (2)記録を残していない (2)記録を残している (2)記録を残していない (2)記録を残している (2)記録を発していない (2)記録を発している (2)記録を発している (2)記録を発している (2)記録を発している (2)記録を発していない (2)記録を発していない (2)記録を発していない (2)記録を発している (2)記録を発している (2)記録を発している (2)記録を発している (2)記録を発している (2)記録を発している (2)記録を発している (2)記録を発していない (2)記録を発していない (2)記録を発していない (2)記録を発していない (2)記録を発していない (2)記録を発していない (2)記録を発していない (2)記録を発していない (2)記録を発していない (2)記録を発している (2)記録を発している (2)記録を発している (2)記録を発している (2)記録を発している (2)記述を発している (2)記述を決述を発している (2)記述を発している (2)記述を決述を決述を決述を決述を決述を決述を決述を決述を決述を決述を決述を決述を決述				
	具体的な方法	システム操作記録として、いつ、どのユーザーが、誰の情報を、参照・更新したか、アクセスログを記録している。				
その他の措置の内容		1 システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないようシステム部門で管理している。 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、システム部門で制御している。 3 システム使用中以外は必ずログオフを行う。				
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク						
リスクに対する措置の内容		アクセスログを記録していることを周知し、定期的に事務外で使用しないよう注意喚起を行っている。				
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
リスク4: 特定個人情報ファイル		が不正に複製されるリスク				
リスクに対する措置の内容		1 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。2 セキュリティ実施手順にシステム部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。				
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・一定時間操作が無い場合は、自動的にログアウトする。 ・スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。

4. ‡	寺定個人情報ファイル(の取扱い	の委託			[] 委託しない
委託 委託 委託	委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク					
情報	保護管理体制の確認	札幌市か	が規定する特定個人	情報取扱	安全管理基準に適合して	いるか予め確認して委託契約を締結している。
特定個人情報ファイルの閲覧 者・更新者の制限		[制限している]	<選択肢> 1)制限している	2) 制限していない
具体的な制限方法		①特定個人情報を取り扱う従業者の名簿を提出させる。 ②電子計算機等のアクセス権限を設定し、アクセスできる従業者を限定させる。 ③サーパ室や事務室の入退室を従業者に配布しているICカードにより制限し不正な侵入を防止している。 ④端末機の操作者ごとにフォルダへのアクセス権限を設定し、利用可能なファイルを制限する等の方法を定める。				
特定の記	■ 固人情報ファイルの取扱 記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している	2)記録を残していない
	具体的な方法	また、シ	レステム操作記録に	よる記録を されるよう	を残している。また、デー	だ況をアクセスログとして記録し、保管している。 タベースへの接続監視を行い、30分毎に担当職員 が・どのデータベースに・どのようなアクセスをした
特定值	個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	(内容) 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 (確認方法) この特記事項の中で、第三者への提供の禁止を規定している。また、遵守内容について定期的に報告させている。				
	委託元と委託先間の提 供に関するルールの内 容及びルール遵守の確 認方法	(確認方法)	法)	の指定す	よる手段で特定個人情報	する特記事項」を遵守するよう定めている。 等の受渡しや確認を行うことを規定している。また
特定個人情報の消去ルール		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	(確認方	法)			する特記事項」を遵守するよう定めている。 3容を記録した書面で報告することを規定している。
	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する規	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	規定の内容	(確認方	法)			する特記事項」を遵守するよう定めている。 3容を記録した書面で報告することを規定している。
	託先による特定個人情報 ルの適切な取扱いの確	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行 3) 十分に行っていない	
	具体的な方法	記事項の の規定す)中で、再委託すると する特定個人情報取	きは必ず 扱安全管	札幌市の許諾を得ること 理基準に適合しているか	する特記事項」を遵守するよう定めている。この特と規定している。その際には、再委託先が札幌市 予め確認して許諾することと規定している。 5定期的に報告させている。
その他の措置の内容		_				
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 3)課題が残されてい	
特定	特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					

_

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない				
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク				
特定個人情報の提供・移転の 記録	[記録を残している] <選択肢> 1)記録を残している 2)記録を残していない			
具体的な方法	・特定個人情報(個人番号・4情報等)の提供・移転を行う際に、全ての提供・移転記録(提供・移転日時、操作者等)をシステム上で管理し、7年間保存する。			
特定個人情報の提供・移転に 関するルール	<選択肢> 定めている 1)定めている 2)定めていない			
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法 ・個人情報(特定個人情報を含む。)の提供・移転に当たり、デ)デジタル企画課に事前協議を行い、承 ののみ情報提供及び移転を認める旨、本市の住民基本台帳ファイル利用要領(平成5年3月3日総務所 よって定めている。 ・個人情報の提供・移転を行う場合は、デ)デジタル企画課の事前協議において、本市住民基本台帳で 要領を遵守した提供・移転であるか、審査・確認を行っている。				
その他の措置の内容	1 「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を管理し、情報の持ち出しを制限する。 2 システムにより自動化されている情報の提供・移転処理以外で、情報の提供・移転を行う場合は、情報システム部門の職員が立会う。			
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
リスク2: 不適切な方法で提供	・ ・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	・札幌市CS、システム基盤ともに、閉鎖された専用回線により通信を行うため、回線に接続されていない相手先への情報の提供・移転は行われないことがシステム上担保される。 ・実施手順及び運用作業・申請手順書に基づいて、特定個人情報を含む全ての個人情報の提供・移転の際には、依頼文による事前手続きを必要とするとともに、総)システム管理課長の承認を受けている。			
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
リスク3: 誤った情報を提供・利	多転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	(誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置) ・既存住基システムに入力した特定個人情報の内容に相違がないか、必ず審査を行う。 ・情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された形式の情報以外は連携されない。 ・論理チェック(例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする。)により不正と判断された情報については、連携処理がストップするような仕組みとなっている。 (誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置) ・札幌市CS、システム基盤ともに、閉鎖された専用回線により通信を行うため、回線に接続されていない相手先への情報の提供・移転は行われないことがシステム上担保されている。			
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置				
_				

6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[〇] 接続しない(入手)	[]接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方	法によって入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情	報が不正確であるリスク		
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人	情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われ	るリスク		
リスクに対する措置の内容	ネットワークシステム側から、本市の く中間サーバー・ソフトウェアにおけ 1 情報提供の要求があった際には、 能が備わっている。 2 情報提供ネットワークシステムにする機能が備わっている。また、情報 ための経路情報を受け取ってから提供されるリスクに対応している。 3 機微情報(DV情報)については自 を行う際に、送信内容を改めて確認す ている。	各業務システムへのアクセスはできる措置> 情報連携が認められた特定個人情報連携が認められた特定個人情報提供を行う際には、照会内容に及提供ネットワークシステムから、情はする機能が備わっている。これら 動応答を行わないように自動応答ってることで、センシティブな特定個人がイン・ログアウトを実施した職員、ドンライン連携を抑止する仕組みにな	報の提供の要求であるかチェックする機 対応した情報のみを自動で生成して送付報提供許可証と、情報照会者へたどり着くの機能により、特定個人情報が不正に提 下可フラグを設定し、特定個人情報の提供情報が不正に提供されるリスクに対応し 時刻、操作内容が記録されるため、不適
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク く札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバ・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネット ワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供ネットワークシステムに情報を送信する際は、情報が暗号化される仕組みになっている。 2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した 職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組 みになっている。 リスクに対する措置の内容 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専 用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応してい 2 中間サーバーと地方自治体等との間については、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、地 方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 3 中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が、特定個人情報に係る業務にはアク セスができないよう管理することで、不適切な方法での情報提供を行えないようにしている。 <選択肢> 十分である 1 リスクへの対策は十分か 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク <札幌市における措置> 1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。 ② 情報を提供・移転するファイルは、決められたファイル形式以外では情報を提供・移転できない仕組みになっ ている。 ③ システムが、入力内容や計算内容に誤りがないかチェックしている。 2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ① 札幌市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得た情報連携先とだけ連携できる仕組みになってい る。 ② 誤った相手へ提供・移転しないよう、特定個人情報の提供・移転は管理されたネットワーク内で行う。 リスクに対する措置の内容 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、照会内容に対応した情報のみを自動で生成して送付 する機能が備わっている。また、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証と、情報照会者へたどり着く ための経路情報を受け取ってから提供する機能が備わっている。これらの機能により、誤った相手へ特定個人情 報を提供するリスクに対応している。 2 情報提供データベースへ情報が登録される際には、決められた形式のファイルであるかをチェックする機能が 備わっている。また情報提供データベースに登録された情報の内容は端末の画面で確認することができる。これら により、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 3 情報提供データベース管理機能(※)では、情報提供データベース内の副本データを既存業務システム内の正 本データと照合するためのデータを出力する機能を有しており、提供する特定個人情報に誤りがないか確認する ことができる。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。 <選択肢> 十分である Γ リスクへの対策は十分か 1) 特に力を入れている 2) 十分である 課題が残されている 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク1: 特定個人情報の漏え	い・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない] <選択肢> 1)特に力を入れて遵守している 2)十分に遵守している 3)十分に遵守していない 4)政府機関ではない		
②安全管理体制	[十分に整備している] <選択肢> 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない		
③安全管理規程	[十分に整備している] <選択肢> 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない		
④安全管理体制·規程の職員 への周知	[十分に周知している] <選択肢> 1)特に力を入れて周知している 2)十分に周知している 3)十分に周知していない		
⑤物理的対策	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない		
具体的な対策の内容	<札幌市における措置> 1 サーバ室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード(ICカード)を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。 2 磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。 3 電気通信装置(ルータ・HUB)は施錠可能なラックに設置している。 <中間サーバー・ブラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・ブラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 2 事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 〈標準準拠システム連携基盤における措置>ガバメントクラウドへの接続は閉鎖された専用線であり外部からの侵入は物理的に不可能となっている。 〈ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。		

6技	術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
		1 サ ない 2 磁	。また、入退室の記録に 弦気ディスクや書類は施	は保存され 5錠可能な	理設備を設置し、入退室カード(I 、監視カメラも設置している。 保管庫で保存している。 錠可能なラックに設置している。	Cカード)を貸与された者でないと入室でき
		1 中 率的 を行 2 中 3	かつ包括的に保護する う。 ¤間サーバー・プラットン 拿入しているOS及びミト	フォームで()装置)等を フォームで(ブルウェア(はUTM(コンピュータウイルスや/ 導入し、アクセス制限、侵入検矩 よ、ウイルス対策ソフトを導入し、 こついて、必要に応じてセキュリラ	
		ラ築 5 ラ 6 化フォ	ドサービス事業者が保える。 っ間サーバーのデータルドサービス事業者がアクロ間サーバーと団体につることで安全性を確保していることの事業者において	有・管理す ベースに保 フセスできっ OいてはVF している。 、移行する	る環境に設置し、インターネットと 存される特定個人情報は、中間 ないよう制御を講じる。 N等の技術を利用し、団体ごとに)中間サーバー・プラットフォーム	キュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクは切り離された閉域ネットワーク環境に構サーバー・プラットフォームの事業者及びク 通信回線を分離するとともに、通信を暗号 の移行の際は、中間サーバー・プラット ーネットを経由しない専用回線を使用し、
	具体的な対策の内容	<標	準準拠システム連携基 通標準仕様書で定めら	盤におけるれた通信		
		①国 ②版 ラウラ 作 ③ク	:方公共団体が委託した (令和4年10月 デジタ ド運用管理補助者(利月 ラウドが提供するマネー について継続的にモニ ラウド事業者は、ガバメ	利用者のう :ASP(「地フ タル庁。以 引基準に規 ジドサービ タリングを行	下「利用基準」という。)に規定する 定する「ガバメントクラウド運用管 「スにより、ネットワークアクティビ 行うとともに、ログ管理を行う。	ぶっている。 メントクラウドの利用に関する基準【第1.0 る「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントク 野理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメン ティ、データアクセスパターン、アカウント動 対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日
		⑤地 いで が ネッリ つい	ラウド事業者は、ガバメ 方公共団体が委託した 、必要に応じてセキュリ バメントクラウドの特定 トワークで構成する。 けな共団体やASP又に では、閉域ネットワーク	ASP又はた ティパッチ 個人情報を はガバメント で構成する	がバメントクラウド運用管理補助すの適用を行う。 の適用を行う。 を保有するシステムを構築する環 ・クラウド運用管理補助者の運用 る。	込し、パターンファイルの更新を行う。 者は、導入しているOS及びミドルウエアにつ 環境は、インターネットとは切り離された閉域 保守地点からガバメントクラウドへの接続に でクセスできないよう制御を講じる。
7/1	ックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	5 2) 十分に行っている
⑧事i 知	故発生時手順の策定・周	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
機関に	去3年以内に、評価実施 こおいて、個人情報に関 〕大事故が発生したか	[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
	その内容	_				
	再発防止策の内容	_				
⑩死:	者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している	2) 保管していない
	具体的な保管方法		字する市民の個人番号 年間保管する。	と同様に保	管し、死亡による消除後は住民	基本台帳法施行令第34条第1項に基づき、
そのイ	也の措置の内容					
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である

リスク	リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスク	パに対する措置の内容	・住民票に対する修正等が発生する場合、複数の職員によるチェックを行うことにより、処理漏れを防止する。 ・住基法第14条第1項(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)の規定に基づき調査等の必要な措置を実施することにより、住民基本台帳の正確な記録を確保する。	
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
リスク	73:特定個人情報が消去	はされずいつまでも存在するリスク	
消去	手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
	手順の内容	・除票は住民基本台帳法施行令第34条第1項に定める保存期間(消除から150年間)、異動データは当該異動処理から1年間を経過した情報を、毎年1回システム上消去する仕組みを作っている。・磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。また、物理的粉砕等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。・届書及び帳票の紙媒体の情報については、法令及び例規に基づき、保管及び廃棄を行うこととしている。廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。 〈標準準拠システム連携基盤における措置〉 格納期限が経過した連携ファイルは消去する。 〈ガバメントクラウドにおける措置〉 データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その	他の措置の内容	_	
リスク	7への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
特定	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
_			

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※ (7. リスク1 ⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

(2)本人確認情報ファイル

2 特定個人情報の入手	 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)
リスク1: 目的外の入手が行	
ラスフェーロロックトの人子か です。	
対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容	本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出 /申請等の窓口において届出/申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の 情報の入手の防止に努める。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・平成14年6月10日総務省告示第334号第6-6(本人確認情報の通知及び記録)により札幌市CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ等)の指定を必須とする。
その他の措置の内容	_
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入	- 手が行われるリスク
リスクに対する措置の内容	本人確認情報の入手元を既存住基システムに限定する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情	青報が不正確であるリスク
入手の際の本人確認の措置 の内容	特定個人情報の入手元である既存住基システムへの情報の登録の際、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受けることなどにより、必ず本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措 置の内容	個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受け、登録済みの基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日) と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。
特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	・既存住基システムに特定個人情報の入力を行った場合、入力を行った者以外の職員により審査を行う。また、入力内容が多い処理(市外転入等)については、複数の職員によって審査を行う。 ・既存住基システムで入力を行った異動情報は、事後の検証のため、一定期間保存される。
その他の措置の内容	_
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個。	・
リスクに対する措置の内容	・機構が作成・配付する専用のアプリケーション(※)を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・操作者の認証を行う。 ※札幌市CSのサーバ上で稼動するアプリケーション。札幌市CSで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、札幌市CSのサーバ自体には、外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置(通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する。)を内蔵している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提	供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

3. 特定個人情報の使用				
リスク	ウ1: 目的を超えた紐付け	、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク		
宛名 の内容	システム等における措置 容	札幌市CSと宛名管理システム(システム基盤の各宛名システム)間の接続は行わない。		
	で使用するその他のシス こおける措置の内容	・庁内システムにおける札幌市CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと札幌市CS間では、法令に基づく事務で使用する情報以外のものとの紐付けは行わない仕様となっている。 ・札幌市CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、札幌市CSが設置されたセグメントにある通信機器は入退室者を制限したマシンルーム内にあり、さらに、施錠可能なラック内に設置している。 ・システム管理部門が、ラックの鍵の厳格な利用手順を定め、別に管理している。		
その・	他の措置の内容			
リスク	フへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
リスク	72: 権限のない者(元職	員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ュー	ザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない		
	具体的な管理方法	住基ネットへアクセスするための端末(統合端末)は、生体認証による操作者認証を行っている。		
アク ⁻ 管理	セス権限の発効・失効の	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない		
	具体的な管理方法	照合ID(統合端末内のアプリケーションにログインするためのID)と操作者ID(統合端末内の各アプリケーションを利用するために付与された権限の管理ID)の発行・失効については、デ)住民情報課が一元的に管理することとしており、区の戸籍住民課で異動・退職等が発生した場合には、デ)住民情報課に申請を行った上で発行・失効処理が行われる仕組みとしている。また、照合IDと操作者IDを操作権限管理簿で管理し、随時チェックを行っている。		
アクー	セス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない		
	具体的な管理方法	・操作者の業務内容に応じた操作権限を付与している。 ・不正アクセスや不正利用を分析するために、札幌市CS及び統合端末の操作履歴を7年間保管している。		
特定	個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> (1) 記録を残している 2) 記録を残していない		
	具体的な方法	・本人確認情報を扱うシステム(札幌市CS及び統合端末)のアクセスログを記録する。 ・システム管理部門が、週に1回、時間外の不正アクセスがないかをチェックし、適切な機器利用を確保している。 また、調査・確認が必要な場合にはヒアリング等の実地調査を実施する。		
その・	他の措置の内容			
リスク	ウへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
リスク	73: 従業者が事務外で何	見用するリスク		
・本人確認情報を扱うシステム(札幌市CS及び統合端末)のアクセスログを記録する。 ・総)システム管理課が、週に1回、時間外の不正アクセスがないかをチェックし、適切な機器利用を確保している。また、調査・確認が必要な場合にはヒアリング等の実地調査を実施する。 ・システム利用職員への研修において、目的外利用の禁止等について指導する。 ・業務委託契約書で「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を規定し、委託先にセキュリティ対策を講じさせている。				
リスク	フへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
リスク	74: 特定個人情報ファイ	ルが不正に複製されるリスク		
リスク	かに対する措置の内容	システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。		
リスク	ウへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・長時間にわたり本人確認情報を表示させないため、5分間入力がなかった場合、スクリーンセーバが起動し、解除にもパスワード入力を求めるよ うOSを設定している。
- ・統合端末から離席する際には業務アプリケーションをログオフする。 ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。
- ・業務目的以外の画面のハードコピーを禁止している。
- ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得ることとしている。

4. ‡	寺定個人情報ファイル	の取扱いの委託			[] 委託しない
委託 委託 委託	先による特定個人情報の	不正入手・不正な使用に関す 不正な提供に関するリスク 保管・消去に関するリスク 1等のリスク	るリスク		
情報	保護管理体制の確認	 札幌市が規定する特定個人 	情報取扱	安全管理基準に適合しているか	予め確認して委託契約を締結している。
	個人情報ファイルの閲覧 新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1)制限している	2) 制限していない
	具体的な制限方法	③サーバ室や事務室の入退	権限を設定 室を従業す	とし、アクセスできる従業者を限立 者に配布しているICカードにより	Eさせる。 制限し不正な侵入を防止している。 能なファイルを制限する等の方法を定める。
特定の記	個人情報ファイルの取扱 已録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
	具体的な方法	・操作履歴を7年間保存してしまである。)	いる。(委託	Eする特定個人情報ファイルを取	Rり扱う業務は、すべて操作履歴が残る作
特定	個人情報の提供ルール	[定めていない]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	委託先から他者への 提供に関するルールの 内容及びルール遵守の 確認方法	特定個人情報を委託先に提	供すること	はない。	
	委託元と委託先間の 提供に関するルールの 内容及びルール遵守の 確認方法	特定個人情報を委託先に提	供すること		
特定	個人情報の消去ルール	[定めていない]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	特定個人情報を委託先に提	供すること	はない。	
	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	規定の内容	項を規定している。 1 秘密保持義務 2 事業所内からの特定個人 3 特定個人情報の目的外系 4 再委託における条件 5 漏えい事案等が発生した 6 委託契約終了後の特定値 7 特定個人情報を取り扱う	、情報の持山用の禁止 場合の委託 国人情報の び業者の明 育、契約内	ち出しの禁止 : 託先の責任 :返却又は廃棄 確化 容の遵守状況についての報告	事項」を遵守するよう定めており、以下の事
	託先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	a 2) 十分に行っている 4) 再委託していない
	具体的な方法	_			
そのイ	也の措置の内容	_			
リスク	7への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

5. 特定個人情報の提供・移	転(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない	
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク				
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している	<選択肢> 1)記録を残している	2)記録を残していない	
具体的な方法		トる。なお、システム上、提供・移転に係る	るの記録(提供・移転日時、操作者等)をシる処理を行ったものの提供・移転が認めら	
特定個人情報の提供・移転に 関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない	
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	・提供先は都道府県及び機構に ・相手方(都道府県サーバ)と札! 情報の提供はなされないことが	幌市CSの間の通信では相互認証を実施	もしているため、認証できない相手方への	
その他の措置の内容	管理する。	び「特定個人情報ファイルを扱うシステム	ムへのアクセス権限」を有する者を適切に ・には、権限を有する職員が行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
リスク2: 不適切な方法で提供	共・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	情報の提供はなされないことがう	幌市CSの間の通信では相互認証を実施	返しているため、認証できない相手方への る仕組みを構築する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
リスク3: 誤った情報を提供・利	移転してしまうリスク、誤った相手に	に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	・また、本人確認情報に変更が当 ク(例えば、現存する住民に対し 更新の際に住所以外の更新が行 システム上で担保する。	て転入を異動事由とする更新が行われ。 テわれようとした場合に当該処理をエラー 幌市CSの間の通信では相互認証を実が	情報のみを出力することを担保する。 で項目のフォーマットチェックや論理チェッ ようとした場合や、転居を異動事由とする -とする)がなされた情報を通知することを もしているため、認証できない相手方への	
リスクへの対策は十分か	[十分である	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置				
_				

6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続		[○]接続しない(入手)	[〇] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク				
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方	ī法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[]	く選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情	報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人	【情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[]	く選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われ	こるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[]	く選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供	tされるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	С]	く選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供し	てしまうリスク、誤った相手に提供し	してしま	ミラリスク	
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	С]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステム	との接続に伴うその他のリスク及び	ゾその り	リスクに対する措置	

7. ‡	寺定個人情報の保管・	肖去
リスク	71: 特定個人情報の漏え	い・滅失・毀損リスク
①NIS	SC政府機関統一基準群	[政府機関ではない] <選択肢> 1)特に力を入れて遵守している 2)十分に遵守している 3)十分に遵守していない 4)政府機関ではない
②安:	全管理体制	[十分に整備している] <選択肢> 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない
③安:	全管理規程	[十分に整備している] <選択肢> 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない
④安: への問	全管理体制・規程の職員 引知	[十分に周知している] <選択肢> 1)特に力を入れて周知している 2)十分に周知している 3)十分に周知していない
⑤物3	理的対策	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・札幌市CSが設置されているサーバ室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード(ICカード)を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。 ・磁気ディスクやドキュメント類は施錠可能な保管庫で保存している。 ・電気通信装置(ルータ・HUB)は施錠可能なラックに設置している。
⑥技行	析的対策	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・ファイアウォールを設置し、必要最小限の通信のみ許可されるように設定し、毎月通信ログをチェックしている。なお、インターネットとは物理的に分離している。 お、インターネットとは物理的に分離している。 ・ウィルス対策ソフトを使用し、機構からのセキュリティ情報(脆弱性情報、セキュリティ更新プログラムの適用、ウィルスパターンファイルの適用等)に従い、必要な措置を講じている。
⑦バ	ックアップ	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
8事i 知	故発生時手順の策定・周	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
機関に	去3年以内に、評価実施 こおいて、個人情報に関 i大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1)発生あり 2)発生なし
	その内容	_
	再発防止策の内容	
⑩死	者の個人番号	[保管している] <選択肢> 1)保管している 2)保管していない
	具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住民基本台帳法施行令第34条第2項(保存)に定める期間(150年間)保管する。
そのイ	也の措置の内容	_
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスク	リスクに対する措置の内容 既存住基システムとの整合処理を定期的に実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認すること により担保する。		
リスク	7への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
リスク	73: 特定個人情報が消毒	されずいつまでも存在するリスク	
消去	手順	[定めている] <選択肢> 1)定めている 2)定めていない	
	手順の内容	・システム上、住民基本台帳法施行令第34条第2項(保存)に定める期間(150年間)を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。 ・磁気ディスクの廃棄時は、情報セキュリティ技術対策基準、情報セキュリティ実施手順に基づき、専用ソフトウェアによる消去又は媒体の物理的破壊を行うとともに、磁気ディスクの管理台帳にその記録を残す。 ・帳票の廃棄時には、帳票管理要領に基づき、内容が判読できないよう、焼却又は裁断することとし、帳票管理簿にその記録を残す。	
その	他の措置の内容	_	
リスク	7への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
特定	個人情報の保管・消去に	おけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
_			

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※ (7. リスク1 ⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

(3)送付先情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 送付先情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出ノ 対象者以外の情報の入手を 申請等の窓口において届出/申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情 防止するための措置の内容 報の入手の防止に努める。なお、統合端末から直接情報を登録する際にも同様の措置を講ずる。 ・平成14年6月10日総務省告示第334号第6-6(本人確認情報の通知及び記録)により市町村CSにおいて既 必要な情報以外を入手する 存住基システムを通じて入手することととされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ことを防止するための措置の ・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の 検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ等) の指定を必須とする。 その他の措置の内容 <選択肢> Γ 十分である 1 リスクへの対策は十分か 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容 送付先情報の入手元を既存住基システムに限定する。 <選択肢> 十分である 1) 特に力を入れている リスクへの対策は十分か 2) 十分である 3) 課題が残されている リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措 特定個人情報の入手元である既存住基システムへの情報の登録の際、個人番号カード又は通知カードと身分証 明書の提示を受けることなどにより、必ず本人確認を行う。 置の内容 個人番号の真正性確認の 個人番号の生成元である機構が設置・管理する全国サーバから住民票コードに対応する個人番号を適切に取得 措置の内容 できることを、システムにより担保する。 既存住基システムにおいて正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステムにより担保する。 なお、送付先情報ファイルは、既存住基システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付 特定個人情報の正確性確 した時点で役割を終える(不要となる)ため、送付後速やかに札幌市CSから削除する。 保の措置の内容 そのため、入手から削除までのサイクルがごく短期間であることから、入手から削除の間の正確性を維持するた めの特段の対策は講じない。 その他の措置の内容 <選択肢> Γ 十分である リスクへの対策は十分か 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク ・機構が作成・配付する専用のアプリケーション(※)を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛 失の防止に努める。 ・操作者の認証を行う。 リスクに対する措置の内容 ※札幌市CSのサーバ上で稼動するアプリケーション。札幌市CSで管理されるデータの安全保護対策、不正アク セスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正 利用及びなりすまし等を防止する。また、札幌市CSのサーバ自体には、外部からのこじあけ等に対して防御性に 優れた耐タンパー装置(通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する)を内蔵している。 <選択肢> 十分である Γ リスクへの対策は十分か 1) 特に力を入れている 2) 十分である <u>3) 課題が残されている</u> 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

3. ‡	持定個人情報の使用	
リスク	フ1: 目的を超えた紐付	け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク
宛名 置の 四	システム等における措 内容	札幌市CSと宛名管理システム(システム基盤の各宛名システム)間の接続は行わない。
	で使用するその他のシ ムにおける措置の内容	庁内システムにおける札幌市CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと札幌市CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。なお、札幌市CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、札幌市CSが設置されたセグメントにある通信機器は入退室者を制限したマシンルーム内にあり、さらに、施錠可能なラック内に設置している。なお、ラックの鍵も厳格な利用手順を定め別に管理している。
その	他の措置の内容	_
リスク	7への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク	72: 権限のない者(元明	職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク
ュー	ザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
	具体的な管理方法	住基ネットへアクセスするための端末(統合端末)は、生体認証による操作者認証を行っている。
アクd の管理	・ セス権限の発効・失効 里	[行っている] <選択肢> 1)行っている 2)行っていない
	具体的な管理方法	照合ID(統合端末内のアプリケーションにログインするためのID)と操作者ID(統合端末内の各アプリケーションを利用するために付与された権限の管理ID)の発行・失効については、デ)住民情報課が一元的に管理することとしており、区の戸籍住民課で異動・退職等が発生した場合には、デ)住民情報課に申請を行った上で発行・失効処理が行われる仕組みとしている。また、照合IDと操作者IDを操作権限管理簿で管理し、随時チェックを行っている。
アクセ	セス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1)行っている 2)行っていない
	具体的な管理方法	・操作者の業務内容に応じた操作権限を付与している。 ・不正アクセスや不正利用を分析するために、札幌市CS及び統合端末の操作履歴を7年間保管している。
特定	個人情報の使用の記	[記録を残している] <選択肢> 1)記録を残している 2)記録を残していない
	具体的な方法	・送付先情報を扱うシステム(札幌市CS及び統合端末)の操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・システム管理部門が、週に1回、時間外の不正アクセスがないかをチェックし、適切な機器利用を確保している。 また、調査・確認が必要な場合にはヒアリング等の実地調査を実施する。
その	他の措置の内容	_
リスク	つへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク	73: 従業者が事務外で	使用するリスク
リスク	7に対する措置の内容	・送付先情報を扱うシステム(札幌市CS及び統合端末)のアクセスログを記録する。 ・システム管理部門が、週に1回、時間外の不正アクセスがないかをチェックし、適切な機器利用を確保している。 また、調査・確認が必要な場合にはヒアリング等の実地調査を実施する。 ・システム利用職員への研修において、目的外利用の禁止等について指導する。 ・業務委託契約書で「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を規定し、委託先にセキュリティ対策を講じさせている。
リスク	7への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク	74: 特定個人情報ファ	イルが不正に複製されるリスク
リスク	カに対する措置の内容	システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。
リスク	フへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・長時間にわたり本人確認情報を表示させないため、5分間入力がなかった場合、スクリーンセーバが起動し、解除にもパスワード入力を求めるようOSを設定している。
- ・統合端末から離席する際には業務アプリケーションをログオフする。
- ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。
- ・業務目的以外の画面のハードコピーを禁止している。
- ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得ることとしている。

4. ‡	寺定個人情報ファイル	レの取扱いの委託			[]委託しない
委託 委託 委託	先による特定個人情報の	の不正入手・不正な使用に関す の不正な提供に関するリスク の保管・消去に関するリスク 用等のリスク	するリスク		
情報信	保護管理体制の確認	札幌市が規定する特定個人	情報取扱多	安全管理基準に適合してい	るか予め確認して委託契約を締結している。
	個人情報ファイルの閲 更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1)制限している	2) 制限していない
	具体的な制限方法		権限を設定 室を従業者	し、アクセスできる従業者を 者に配布しているICカードに	-限定させる。 より制限し不正な侵入を防止している。 月可能なファイルを制限する等の方法を定める。
特定の扱いの	個人情報ファイルの取)記録	[記録を残している]	<選択肢> 1)記録を残している	2)記録を残していない
	具体的な方法	・操作履歴を7年間保存して	 いる。(委託	だする特定個人情報ファイル	を取り扱う業務は、すべて操作履歴が残る作
特定ル	個人情報の提供ルー	[定めていない]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	委託先から他者への 提供に関するルール の内容及びルール遵 守の確認方法	特定個人情報を委託先に提	供すること	., ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	2) 200 00 000
	委託元と委託先間の 提供に関するルール の内容及びルール遵 守の確認方法	特定個人情報を委託先に提	供すること	はない。	
特定化ル	個人情報の消去ルー	[定めていない]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	特定個人情報を委託先に提	供すること	はない。	
	契約書中の特定個人 ファイルの取扱いに関 記定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	規定の内容	当該委託業務の契約書では 項を規定している。 1 秘密保持義務 2 事業所内からの特定個人 3 特定個人情報の目的外系 4 再委託における条件 5 漏えい事案等が発生した 6 委託契約終了後の特定個 7 特定個人情報を取り扱う 8 従業者に対する監督・教 9 必要があると認めるときに	、情報の持止 利用の禁止 場合の委言 固人情報の明 従業者の明 育、契約内	ち出しの禁止 毛先の責任 返却又は廃棄 引確化 容の遵守状況についての幸 査、調査等を行うこと	寺記事項」を遵守するよう定めており、以下の事
	託先による特定個人情 イルの適切な取扱い	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行って 3) 十分に行っていない	いる 2) 十分に行っている 4) 再委託していない
	具体的な方法	_			
そのイ	他の措置の内容	_			
リスク	7への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定	個人情報ファイルの取り	Bいの季託におけるその他の!	スク及び		

_

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない						
リスク1: 不正な提供・移転	リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク						
特定個人情報の提供・移転 の記録	[記録を残している] <選択肢> 1)記録を残している 2)記録を残していない						
具体的な方法	特定個人情報(個人番号、4情報等)の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録(提供・移転日時、操作者等)をシステム上で管理し、7年分保存する。なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。						
特定個人情報の提供・移転 に関するルール	<選択肢> ここでは、						
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	・提供先は機構に限られる。 ・相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない 相手方への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。						
その他の措置の内容	・「サーバ室等への入室権限」及び「特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を適切に 管理する。						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
リスク2: 不適切な方法で摂	・ ・ ・ 移転が行われるリスク						
リスクに対する措置の内容	・提供先は機構に限られる。 ・相手方(個人番号カード管理システム)と札幌市CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない 相手方への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
リスク3: 誤った情報を提供	・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク						
リスクに対する措置の内容	・システム上、既存住基システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供することを担保する。 ・相手方(個人番号カード管理システム)と札幌市CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手方への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
_							

6. 情報提供ネットワーク	システムとの接続		[○]接続しない(入手)	[〇] 接続しない(提供)			
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク							
リスクに対する措置の内容							
リスクへの対策は十分か	С	J	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である			
リスク2: 安全が保たれない	方法によって入手が行われるリス	ク					
リスクに対する措置の内容							
リスクへの対策は十分か	С	J	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である			
リスク3: 入手した特定個人	情報が不正確であるリスク						
リスクに対する措置の内容							
リスクへの対策は十分か	С	J	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である			
リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク						
リスクに対する措置の内容							
リスクへの対策は十分か	С	J	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である			
リスク5: 不正な提供が行わ	れるリスク						
リスクに対する措置の内容							
リスクへの対策は十分か	С	J	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である			
リスク6: 不適切な方法で提	供されるリスク						
リスクに対する措置の内容							
リスクへの対策は十分か	С	J	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である			
リスク7: 誤った情報を提供し	してしまうリスク、誤った相手に提供	共してしる	まうリスク				
リスクに対する措置の内容							
リスクへの対策は十分か	С	J	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である			
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置							

7. 特	寺定個人情報の保管	•消去						
リスク	リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク							
①NIS 群	C政府機関統一基準	[政府機関ではない] <選択肢> 1)特に力を入れて遵守している 2)十分に遵守している 3)十分に遵守していない 4)政府機関ではない						
②安3	全管理体制	[十分に整備している] <選択肢> 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない						
③安:	全管理規程	[十分に整備している] <選択肢> 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない						
④安全 員への	全管理体制・規程の職)周知	[十分に周知している] <選択肢> 1)特に力を入れて周知している 2)十分に周知している 3)十分に周知していない						
⑤物理	里的対策	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない						
	具体的な対策の内容	・札幌市CSが設置されているサーバ室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード(ICカード)を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。 ・磁気ディスクやドキュメント類は施錠可能な保管庫で保存している。 ・電気通信装置(ルータ・HUB)は施錠可能なラックに設置している。						
⑥技行	析的対策	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない						
	具体的な対策の内容	・ファイアウォールを設置し、必要最小限の通信のみ許可されるように設定し、毎月通信ログをチェックしている。なお、インターネットとは物理的に分離している。 ・ウィルス対策ソフトを使用し、機構からのセキュリティ情報(脆弱性情報、セキュリティ更新プログラムの適用、ウィルスパターンファイルの適用等)に従い、必要な措置を講じている。						
⑦バ ゾ	ックアップ	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない						
⑧事 問知	放発生時手順の策定・	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない						
施機関	去3年以内に、評価実 別において、個人情報 る重大事故が発生し	[発生なし] <選択肢> 1)発生あり 2)発生なし						
	その内容							
	再発防止策の内容	_						
⑩死者	者の個人番号	[保管していない] <選択肢> 1)保管している 2)保管していない						
	具体的な保管方法							
その作	也の措置の内容	_						
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						

リスク	リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク									
リスク	ルスクに対する措置の内容 本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成/連携す ととしており、システム上、連携後速やか(1営業日後)に削除する仕組みとする。 そのため、送付先情報ファイルにおいて特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクは少ない。									
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である					
リスク	リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク									
消去手順		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない					
	手順の内容	システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。								
その作	その他の措置の内容									
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である					
特定值	固人情報の保管・消去に	 こおけるその他のリスク及びその	リスクに	 三対する措置	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					

送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、速やかに札幌市CSから削除される。その後、当該特定個人情報は機構において管理されるため、送付先情報ファイルのバックアップは取得しない。

Ⅳ その他のリスク対策※

		スプバス *
1.5	監査	
①自	己点検	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行ってい 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的なチェック方法	< 札幌市における措置> ・年1回、住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワークに関する調査表に基づく自己点検の際に、本評価書の記載内容どおりの運用がなされていることのチェックを追加し、運用状況を確認する。これにより、本評価書に記載されているファイルをすべて確認することができる。 ・札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査の際に、各職場において、本評価書に記載された本評価書に記載された事項等が順守されているかどうか、自己点検票による確認を行う。
②監	查	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行ってい 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な内容	< 札幌市における措置> 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査で、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。 1 監査はすべての個人番号利用事務について実施する。 2 現地監査を定期的に実施する。 3 監査結果に応じフォローアップを行う。 4 監査結果、フォローアップの結果は、番号制度総括部門に報告する。 < 中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 2 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。
2. 3	従業者に対する教育	• 啓発
従業	者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行ってい 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な方法	< 札幌市における措置> ・住民基本台帳事務に携わる職員(会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得のための研修(個人情報保護、セキュリティ対策に関する内容を含む。)を実施するとともに、その記録を残している。 〈中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。

3. その他のリスク対策

<札幌市における措置>

【基幹系システムの場合】

情報システム部門が管理するサーバ室にて、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、情報システム 部門と委託業者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

【全事務共通】

中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

<ガバメントクラウドにおける措置>

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

V 開示請求、問合せ

1. ‡	I. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求							
①請求先		郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 総務局行政部行政情報課						
②請:	求方法	指定様式による書面	「の提出により、	開示・訂正・利用係	亭止請求について受	け付ける。		
	特記事項	札幌市ホームページ	ジに請求先、請	求手続、費用等につ	ついての案内を掲載	: にている。		
		[無料]		<選択肢> 1) 有料	2) 無料		
③手	数料等	(手数料額、納付方)	(手数料額、納付方法: 手数料は無料。ただし写しの交付を希望する場合は、交付費用の実費 相当の負担が必要。納付方法は現金、納入通知書等による。					
④個人情報ファイル簿の公 表		[行っている]		<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない		
	個人情報ファイル名	住民基本台帳事務						
	公表場所	札幌市総務局行政	部行政情報課					
⑤法令による特別の手続		-						
⑥個人情報ファイル簿への不記載等		-						
2. ‡	寺定個人情報ファイル	レの取扱いに関す	る問合せ					
①連絡先		郵便番号060-8611 札幌市中央区北19 デジタル戦略推進局		′推進部住民情報 謂	₹			
②対応方法		問合せの受付時に	受付票を起票し	、対応について記録	录を残す。			

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年10月29日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意	意見の聴取
①方法	札幌市広報紙(広報さっぽろ)、札幌市ホームページ等で住民等からの意見の募集を実施する旨を 周知し、ホームページ及び区役所等の主要施設で全文を閲覧可能とする。
②実施日•期間	
③期間を短縮する特段の理 由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会	の承認 【行政機関等のみ】
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Iー2ーシステム7ー②	3 システム基盤(市中間サーバー)への情報 転送 世帯情報のうち、番号法別表第二に定められた情報をシステム基盤(市中間サーバー) へ転送する。	3 システム基盤(市中間サーバー)への情報 転送 世帯情報のうち、番号法第19条第8号に基 づく利用特定個人情報の提供に関する命令第 2条の表に定められた情報をシステム基盤 (市中間サーバー)へ転送する。	事後	文言整理であり、特定個人情報の取り扱いに変更がないため、重要な変更に当たらない。
	I-2-6-②	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 省略 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 省略	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) 省略 (情報照会の根拠)	事後	文言整理であり、特定個人情報の取り扱いに変更がないため、重要な変更に当たらない。
	(別添1)事務の内容		概要図の変更	事前	特定個人情報の保管場所変更によるため、重要な変更にあたる。

│ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │	う変更であり、特 取り扱いに変更 重要な変更に当
---------------------------------------	--------------------------------

(別添1)事務の内容	3. 本人確認情報検索に関する事務 3-①. 住民票コード、個人番号または4情報 の組み合わせをキーワードとして、札幌市CS の本人確認情報を検索する。 ※検索対象者が自都道府県の住所地市町村 以外の場合は都道府県サーバ、他都道府県 の場合は全国サーバに対して それぞれ検索の要求を行う。	3. 本人確認情報検索に関する事務 3-①. 住民票コード、個人番号または5情報の組み合わせをキーワードとして、札幌市CSの本人確認情報を検索する。 ※検索対象者が自都道府県の住所地市町村以外の場合は都道府県サーバ、他都道府県の場合は全国サーバに対してそれぞれ検索の要求を行う。	事後	法令改正に伴う変更であり、特定個人情報の取り扱いに変更がないため、重要な変更に当たらない。
II -(1)-2-4	·連絡先等情報 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)	・連絡先等情報 5情報(氏名、 <mark>氏名の振り仮名、</mark> 性別、生年 月日、住所)	事後	法令改正に伴う変更であり、特 定個人情報の取り扱いに変更 がないため、重要な変更に当 たらない。

II - (1) -6-①	<札幌市における措置> 省略 〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 2 特定個人情報は、中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<れ幌市における措置> 省略 〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。・日本国内でデータ保管している。 2 特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	中間サーバー・プラットフォームに係る変更であり、本市における特定個人情報を取り扱うプロセス等に変更はないため、重要な変更には当たらない。
---------------	---	--	----	--

	II - (1) - 6 - ①	(新設)	<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータイースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	特定個人情報の保管場所変更によるため、重要な変更にあたる。
--	------------------	------	--	----	-------------------------------

	II - (1) - 6 - ③	< 札幌市における措置> 省略	く札幌市における措置> 省略 く中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 2 クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 3 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。	事後	中間サーバー・プラットフォームに係る変更であり、本市における特定個人情報を取り扱うプロセス等に変更はないため、重要な変更には当たらない。
--	------------------	-----------------	--	----	--

II - (1) - 6 - ③	<札幌市における措置> 省略 〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバープラットフォームの保守・運用を行う事業者において、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	<ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800−88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破	事前	特定個人情報の保管場所変更によるため、重要な変更にあたる。
II - (2) - 2 - 4	·連絡先等情報 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)	<u>乗等を実施する。</u> ・連絡先等情報 <u>5</u> 情報(氏名、 <u>氏名の振り仮名、</u> 性別、生年 月日、住所)	事後	法令改正に伴う変更であり、特 定個人情報の取り扱いに変更 がないため、重要な変更に当 たらない。
II - (3) - 2 - 4	·連絡先等情報 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)	・連絡先等情報 <u>5</u> 情報(氏名、 <mark>氏名の振り仮名、</mark> 性別、生年 月日、住所)	事後	法令改正に伴う変更であり、特 定個人情報の取り扱いに変更 がないため、重要な変更に当 たらない。
Ⅲ-(1)-2-リスク1(リス クへの対策は十分か)	特に力を入れている	士分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。

Ⅲ-(1)-2-リスク2(リス クへの対策は十分か)	特に力を入れている	<u>十分である</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
Ⅲ-(1)-2-リスク3(リス クへの対策は十分か)	特に力を入れている	<u>十分である</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人 情報保護評価指針の解説」に より、選択の具体的水準が示さ れたことによる見直し。
Ⅲ-(1)-2-リスク4(リス クへの対策は十分か)	特に力を入れている	<u>十分である</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人 情報保護評価指針の解説」に より、選択の具体的水準が示さ れたことによる見直し。
Ⅲ-(1)-3-リスク1(リス クへの対策は十分か)	特に力を入れている	<u>十分である</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人 情報保護評価指針の解説」に より、選択の具体的水準が示さ れたことによる見直し。
Ⅲ-(1)-3-リスク2(リス クへの対策は十分か)	特に力を入れている	<u>十分である</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人 情報保護評価指針の解説」に より、選択の具体的水準が示さ れたことによる見直し。
Ⅲ-(1)-3-リスク3(リス クへの対策は十分か)	特に力を入れている	<u>十分である</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人 情報保護評価指針の解説」に より、選択の具体的水準が示さ れたことによる見直し。
Ⅲ-(1)-3-リスク4(リス クへの対策は十分か)	特に力を入れている	<u>十分である</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人 情報保護評価指針の解説」に より、選択の具体的水準が示さ れたことによる見直し。
Ⅲ-(1)-4(リスクへの対 策は十分か)	特に力を入れている	<u>十分である</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人 情報保護評価指針の解説」に より、選択の具体的水準が示さ れたことによる見直し。
Ⅲ-(1)-5-リスク1(リス クへの対策は十分か)	特に力を入れている	<u>十分である</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人 情報保護評価指針の解説」に より、選択の具体的水準が示さ れたことによる見直し。

Ⅲ-(1)-5-リスク2(リス クへの対策は十分か)	特に力を入れている	<u>十分である</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
Ⅲ-(1)-5-リスク3(リス クへの対策は十分か)	特に力を入れている	土分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
Ⅲ - (1) - 6 - リスク6(リス クに対する措置の内容)	"<札幌市における措置> 省略 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 省略 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 省略 3 中間サーバー・プラットフォームの事業者が、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理することで、不適切な方法での情報提供を行えないようにしている。"	「<札幌市における措置> 省略 〈中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 省略 〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 省略 3 中間サーバー・プラットフォームの事業者 及びクラウドサービス事業者が、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理することで、不適切な方法での情報提供を行えないようにしている。」	事前	中間サーバー・プラット フォームに係る変更であり、 本市における特定個人情報を 取り扱うプロセス等に変更は ないため、重要な変更には当 たらない。
Ⅲ-(1)-7-リスク1-②	特に力を入れて整備している	十分に整備している	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
Ⅲ−(1)−7−リスク1−③	特に力を入れて整備している	十分に整備している	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
皿-(1)-7-リスク1-④	特に力を入れて周知している	十分に周知している	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
Ⅲ−(1)−7−リスク1−⑤	特に力を入れて行っている	土分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。

Ⅲ-(1)-7-リスク· (具体的な対策の内容		報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受け	事後	中間サーバー・プラットフォームに係る変更であり、本市における特定個人情報を取り扱うプロセス等に変更はないため、重要な変更には当たらない。
Ⅲ − (1) − 7 − リスク (具体的な対策の内容			事前	特定個人情報の保管場所変更によるため、重要な変更にあたる。
皿-(1)-7-リスク	一⑥ 特に力を入れて行っている	土分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。

Ⅲ-(1)-7-リスク1-⑥ (具体的な対策の内容)	省略		事後	中間サーバー・プラットフォームに係る変更であり、本市における特定個人情報を取り扱うプロセス等に変更はないため、重要な変更には当たらない。
-------------------------------	----	--	----	--

Ⅲ-(1)-7-リスク1-⑥ (具体的な対策の内容)	(新設)		事前	特定個人情報の保管場所変更によるため、重要な変更にあたる。
皿-(1)-7-リスク1-⑦	特に力を入れて行っている	<u>十分に行っている</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。

Ⅲ−(1)−7−リスク1−⑧	特に力を入れて行っている	土分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
Ⅲ-(1)-7-リスク3(手順 の内容)	省略	省略 < <u>ガバメントクラウドにおける措置></u> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等 「生拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	特定個人情報の保管場所変更によるため、重要な変更にあたる。
Ⅲ-(1)-7-リスク3(リス クへの対策は十分か)	特に力を入れている	土分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人 情報保護評価指針の解説」に より、選択の具体的水準が示さ れたことによる見直し。
Ⅲ-(2)-2-リスク1(リス クへの対策は十分か)	特に力を入れている	土分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
Ⅲ-(2)-2-リスク2(リス クへの対策は十分か)	特に力を入れている	<u>十分である</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
Ⅲ-(2)-2-リスク3(リス クへの対策は十分か)	特に力を入れている	土分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。

Ⅲ-(2)-2-リスク4(リス クへの対策は十分か)	特に力を入れている	士分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
Ⅲ-(2)-3-リスク1(リス クへの対策は十分か)	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
Ⅲ-(2)-3-リスク2(リス クへの対策は十分か)	特に力を入れている	士分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
Ⅲ-(2)-3-リスク3(リス クへの対策は十分か)	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
Ⅲ-(2)-3-リスク4(リス クへの対策は十分か)	特に力を入れている	士分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
Ⅲ-(2)-4(リスクへの対 策は十分か)	特に力を入れている	士分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
Ⅲ-(2)-5-リスク1(リス クへの対策は十分か)	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
Ⅲ-(2)-5-リスク2(リス クへの対策は十分か)	特に力を入れている	士分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。

	Ⅲ-(2)-5-リスク3(リス クへの対策は十分か)	特に力を入れている	士分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
	Ⅲ−(2)−7−リスク1−②	特に力を入れて整備している	十分に整備している	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
	Ⅲ−(2)−7−リスク1−③	特に力を入れて整備している	十分に整備している	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
	Ⅲ − (2) −7−リスク1−④	特に力を入れて周知している	十分に周知している	事後	令和6年4月1日改正「特定個人 情報保護評価指針の解説」に より、選択の具体的水準が示さ れたことによる見直し。
	Ⅲ − (2) −7−リスク1−⑤	特に力を入れて行っている	<u> 士分に行っている</u>	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
	Ⅲ − (2) −7−リスク1−⑥	特に力を入れて行っている	土分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人 情報保護評価指針の解説」に より、選択の具体的水準が示さ れたことによる見直し。
	Ⅲ-(2)-7-リスク1-⑦	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
	Ⅲ − (2) −7−リスク1−⑧	特に力を入れて行っている	土分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
•	•				•

Ⅲ-(2)-7-リスク3(リス クへの対策は十分か)	特に力を入れている	士分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
Ⅲ-(3)-2-リスク1(リス クへの対策は十分か)	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
Ⅲ-(3)-2-リスク2(リス クへの対策は十分か)	特に力を入れている	士分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
Ⅲ-(3)-2-リスク3(リス クへの対策は十分か)	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
Ⅲ-(3)-2-リスク4(リス クへの対策は十分か)	特に力を入れている	士分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
Ⅲ-(3)-3-リスク1(リス クへの対策は十分か)	特に力を入れている	士分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
Ⅲ-(3)-3-リスク2(リス クへの対策は十分か)	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
Ⅲ-(3)-3-リスク3(リス クへの対策は十分か)	特に力を入れている	士分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。

Ⅲ-(3)-3-リスク4(リス クへの対策は十分か)	特に力を入れている	士分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
Ⅲ-(3)-4(リスクへの対 策は十分か)	特に力を入れている	士分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
Ⅲ-(3)-5-リスク1(リス クへの対策は十分か)	特に力を入れている	土分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
Ⅲ-(3)-5-リスク2(リス クへの対策は十分か)	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
Ⅲ-(3)-5-リスク3(リス クへの対策は十分か)	特に力を入れている	士分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
Ⅲ−(3)−7−リスク1−②	特に力を入れて整備している	十分に整備している	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
Ⅲ−(3)−7−リスク1−③	特に力を入れて整備している	十分に整備している	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
Ⅲ−(3)−7−リスク1−④	特に力を入れて周知している	十分に周知している	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。

Ⅲ-(3)-7-リスク1-⑤	特に力を入れて行っている	土分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人 情報保護評価指針の解説」に より、選択の具体的水準が示さ れたことによる見直し。
Ⅲ-(3)-7-リスク1-⑥	特に力を入れて行っている	士分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
Ⅲ-(3)-7-リスク1-⑦	特に力を入れて行っている	士分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
Ⅲ-(3)-7-リスク1-⑧	特に力を入れて行っている	土分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
Ⅲ-(3)-7-リスク3(リス クへの対策は十分か)	特に力を入れている	土分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人 情報保護評価指針の解説」に より、選択の具体的水準が示さ れたことによる見直し。
IV - 1 - ①	特に力を入れて行っている	士分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
IV-1-②	特に力を入れて行っている	土分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人 情報保護評価指針の解説」に より、選択の具体的水準が示さ れたことによる見直し。
	Ⅲ-(3)-7-リスク1-⑥ Ⅲ-(3)-7-リスク1-⑦ Ⅲ-(3)-7-リスク1-⑧ Ⅲ-(3)-7-リスク3(リスクへの対策は十分か)	Ⅲ — (3) — 7 — リスク1 — ⑥ 特に力を入れて行っている Ⅲ — (3) — 7 — リスク1 — ⑦ 特に力を入れて行っている Ⅲ — (3) — 7 — リスク1 — ⑧ 特に力を入れて行っている Ⅲ — (3) — 7 — リスク3(リスクへの対策は十分か) 「V — 1 — ① 特に力を入れて行っている	 Ⅲ - (3) - 7 - リスク1 - ⑥ 特に力を入れて行っている	□□−(3)−7−リスク1−⑥ 特に力を入れて行っている

	省	【札幌市における措置>略〔中間サーバー・プラットフォームにおける措	< 札幌市における措置 > 省略 < 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > 1 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームにおけるオーン・フィー・フィットフォームについて、定期的に監査を行う		中間サーバー・プラットフォー
Ⅳ -1-②(運用規則等に基づき、中間サーバー・プラッフォームについて、定期的に監査を行うことしている。 (ガバメントクラウドにおける措置>)路	こととしている。 2 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 〈ガバメントクラウドにおける措置〉 省略	事後	ムに係る変更であり、本市における特定個人情報を取り扱うプロセス等に変更はないため、重要な変更には当たらない。
IV−2	特	計に力を入れて行っている	土分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
IV-3	省(乙置【全中とるる等キ用用)((中間サーバー・プラットフォームにおける措 (本間サーバー・プラットフォームを活用するこ 間サーバー・プラットフォームを活用するこ により、統一した設備環境による事業者によ 高レベルのセキュリティ管理(入退室管理 を受けるのでは、及び技術力の高い運用担当者によるセ により、により、統一した設備環境による事業者によ により、統一した設備環境による事業者によ のでが、のでをでしたシステム運 は当者による均一的で安定したシステム運 はいメントクラウドにおける措置>	<札幌市における措置>省略 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>【全事務共通】 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス。事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリティリの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置>省略	事後	中間サーバー・プラットフォームに係る変更であり、本市における特定個人情報を取り扱うプロセス等に変更はないため、重要な変更には当たらない。

(別	紙1)番号法第19条	第8号に基づく主務省令第2条の表に気	とめる事務	
項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
1	厚生労働大臣	健康保険法(大正十一年法律第七十号)第五条 第二項の規定により厚生労働大臣が行うことと された健康保険に関する事務又は同法による保 険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務で あって主務省令で定めるもの	市町村長	住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一 号)第七条第四号に規定する事項(以下「住民 票関係情報」という。)であって主務省令で定 めるもの
2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務 であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険 法(平成九年法律第百二十三号)による保険給 付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料 の徴収に関する情報(以下この条において「介 護保険給付等関係情報」という。)であって主 務省令で定めるもの
3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務 であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険 給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
5	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働 大臣が行うこととされた船員保険に関する事務 であって主務省令で定めるもの		地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの
7	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の 一部を改正する法律(平成十九年法律第三十 号。以下この条及び第九条において「平成十九 年法律第三十号」という。)附則第三十九条の 規定によりなお従前の例によるものとされた平 成十九年法律第三十号第四条の規定による改正 前の船員保険法による保険給付の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険 給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
11	都道府県知事	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号) による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、 里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児 入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付 費の支給に関する事務であって主務省令で定め るもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給に関する情報(以下この条において「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの
13	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支 給に関する事務であって主務省令で定めるもの	■市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの
15	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害 児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児 相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給 付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関す る事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの

(別	紙1)番号法第19条	第8号に基づく主務省令第2条の表に気	営める事務	
項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
20	都道府県知事又は市町村 長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴 収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
28	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に 関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの
37	市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの		地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自 立支援給付関係情報であって主務省令で定める もの
39	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの
48	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれ らの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林 環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第 三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収 に関する事務であって主務省令で定めるもの		地方税関係情報、母子保健法による妊娠の届出 に関する情報又は住民票関係情報であって主務 省令で定めるもの
53	公営住宅法(昭和二十六 年法律第百九十三号)第 二条第十六号に規定する 事業主体である都道府県 知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号 に規定する公営住宅をいう。第五十五条におい て同じ。)の管理に関する事務であって主務省 令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの
57	日本私立学校振興・共済 事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金 である給付の支給に関する事務であって主務省 令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの
58	厚生労働大臣又は共済組 合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は 一時金の支給に関する事務であって主務省令で 定めるもの		地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの
59	文部科学大臣又は都道府 県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による 特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁 に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの
63	都道府県教育委員会又は 市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用につい ての援助に関する事務であって主務省令で定め るもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの
65	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に 関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険 給付等関係情報であって主務省令で定めるもの

(別	紙1)番号法第19条	第8号に基づく主務省令第2条の表に気	営める事務	
項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
66	国家公務員共済組合連合 会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合 法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法 律第百二十九号)による年金である給付の支給 に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの
69	市町村長又は国民健康保 険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険 料の徴収に関する事務であって主務省令で定め るもの		地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険 給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
73	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時 金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険 料その他徴収金の徴収に関する事務であって主 務省令で定めるもの		地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの
75	市町村長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自 立支援給付関係情報であって主務省令で定める もの
76	住宅地区改良法(昭和三 十五年法律第八十四号) 第二条第二項に規定する 施行者である都道府県知 事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第 六項に規定する改良住宅をいう。第七十八条に おいて同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷 金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する 措置に関する事務であって主務省令で定めるも の		地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの
81	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関 する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の 日常生活及び社会生活を総合的に支援するため の法律による療養介護若しくは施設入所支援に 関する情報であって主務省令で定めるもの
83	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給 に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険 給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
84		地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済 組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十 七年法律第百五十三号)による年金である給付 の支給に関する事務であって主務省令で定める もの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの
86	市町村長	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号) による福祉の措置に関する事務であって主務省 令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険 給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
87	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務で あって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険 給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
91	厚生労働大臣又は都道府 県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による 特別児童扶養手当の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの		地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの

(別	(別紙1)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務						
項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報			
92	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの			
96	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務で あって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの			
106	市町村長(児童手当法第 十七条第一項の表の下欄 に掲げる者を含む。)	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支 給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの			
108	市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)による災害弔慰金若しくは 災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付 けに関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険 給付等関係情報であって主務省令で定めるもの			
110	厚生労働大臣	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは 育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関す る事務であって主務省令で定めるもの		住民票関係情報であって主務省令で定めるもの			
112	厚生労働大臣	雇用保険法による育児休業給付の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は 住民票関係情報であって主務省令で定めるもの			
115	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高 齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する 事務であって主務省令で定めるもの		地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険 給付等関係情報であって主務省令で定めるもの			
118	厚生労働大臣	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの			
124		特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に よる賃貸住宅の管理に関する事務であって主務 省令で定めるもの		地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの			

(別紙1)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務							
項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報			
129	厚生労働大臣	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成 八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八 十二号」という。)附則第十六条第三項の規定 により厚生年金保険の実施者たる政府が支給す るものとされた年金である給付の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの			
130	平成八年法律第八十二号 附則第三十二条第二項に 規定する存続組合又は平 成八年法律第八十二号附 則第四十八条第一項に規 定する指定基金	平成八年法律第八十二号による年金である長期 給付又は年金である給付の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの		地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの			
132	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事 業の実施又は保険料の徴収に関する事務であっ て主務省令で定めるもの		地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険 給付等関係情報であって主務省令で定めるもの			
136	都道府県知事等	被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六 号)による被災者生活再建支援金の支給に関す る事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの			
137	都道府県知事又は保健所 を設置する市(特別区を 含む。)の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に 関する法律(平成十年法律第百十四号)による 費用の負担又は療養費の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの			
138	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの			
141	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年 法律第九十四号)による学資の貸与及び支給に 関する事務であって主務省令で定めるもの		地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当 関係情報であって主務省令で定めるもの			
142	厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの		地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの			
144	都道府県知事又は市町村 長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律による自立支援給付の支給又は 地域生活支援事業の実施に関する事務であって 主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの			

(別	(別紙1)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務							
項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報				
149	厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に 係る時効の特例等に関する法律(平成十九年法 律第百十一号)による保険給付又は給付の支給 に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの				
150	厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の 支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律 (平成二十一年法律第三十七号)による保険給 付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支 給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの				
151	文部科学大臣、都道府県 知事又は都道府県教育委 員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの				
152	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの				
155	市町村長	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの				
156	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの				
158	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による 特定医療費の支給に関する事務であって主務省 令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの				

(別紙1)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務							
項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報			
160	公的給付の支給等の迅速 かつ確実な実施のための 預貯金口座の登録等に規 する法律第十条に規規を る特定公的政機関の 実施する行政機関の 共団体の機関、独立行政 共団体の機関、独立行政 法人等、方独立行政法 人(地方独立年法律第可に 八号)第二条第一項法人 をいう。))	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のため の預貯金口座の登録等に関する法律による特定 公的給付の支給を実施するための基礎とする情 報の管理に関する事務であって主務省令で定め るもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの			
163	地域優良賃貸住宅制度要 綱(平成十九年三月二十 号国土交通省住宅局 知)第二条第九号に規 知)第二条第九号に規 で公共供給型)又する地域優と型)又する 第十六号に規定する公 、公共供給型)の供給を 型地域優良の供給を行 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃 貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で 定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの			
164	都道府県知事	「特定感染症検査等事業について」(平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一二号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの			
165	都道府県知事	「感染症対策特別促進事業について」(平成二 十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一号 厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進 事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の 実施に関する事務であって主務省令で定めるも の		地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの			
166	都道府県知事	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成三十年六月二十七日付け健発○六二七第一号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの			